

久万高原町国民保護計画

〔資料編〕

平成 31 年 3 月

目次

資料 1	国民保護に関する用語	1
1	法令名等	1
2	住民関連	2
3	武力攻撃関連	2
4	避難、救援等関連	3
5	関係機関、施設関連	4
資料 2	関係機関等の連絡先等	6
1	町機関	6
2	県機関(警察機関)	6
3	指定行政機関	7
4	指定地方行政機関	8
5	自衛隊	9
6	指定公共機関	9
7	指定地方公共機関	10
8	県内市町	11
9	県内消防機関	12
10	その他の機関	12
資料 3	対策本部において集約すべき基礎的資料	13
1	大規模集客施設等のリスト	13
2	地域区分及び消防団編成一覧表	14
3	久万高原町防災行政無線設備系統一覧	15
4	消防団車両・資機材一覧表	17
5	久万高原町消防本部保有車両及び資機材一覧	18
6	同報系・移動系防災行政無線一覧表	23
7	住民基礎データ	30
8	区域内の道路網一覧	31
9	輸送力一覧	32
10	避難施設一覧	35
11	備蓄物資、調達可能物資一覧	38
12	医療機関及び救護班一覧	39
13	火葬場等一覧	39
資料 4	協定、条例及び要綱	40
1	久万高原町国民保護対策本部条例	40
2	久万高原町国民保護協議会条例	42
3	武力攻撃災害時等の配備体制とその基準	43

資料 5	様式	44
1	安否情報様式.....	44
2	火災・災害等即報様式.....	49
3	特殊標章等様式.....	59
資料 6	避難実施要領	65
1	基本指針.....	65
2	避難実施要領のパターン.....	68

資料 1 国民保護に関する用語

1 法令名等

用語	意義
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 【平成 16 年法律第 112 号】
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 【平成 16 年政令第 275 号】
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 【平成 15 年法律第 79 号】
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令 【平成 15 年政令第 252 号】
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 【平成 17 年総務省令第 44 号】
ジュネーヴ諸条約	戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められた条約をいう。次の 4 つの条約と 2 つの追加議定書からなる。 ・【第一条約】戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約 ・【第二条約】海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約 ・【第三条約】捕虜の待遇に関する条約 ・【第四条約】戦時における文民の保護に関する条約 ・【第一追加議定書】国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書 ・【第二追加議定書】非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 【平成 16 年法律第 114 号】
買い占め等防止法	生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 【昭和 48 年法律第 48 号】
国民の保護に関する基本指針	国民保護法の適切かつ円滑な執行を図るため、国民保護法第 32 条に基づいて策定され、国としての国民保護措置の実施に関する基本的な方針を示すとともに、指定行政機関及び都道府県が国民の保護に関する計画（国民保護計画）を、指定公共機関がその国民の保護に関する業務計画（国民保護業務計画）を作成する際の基準となるべき事項等を定めた指針 【平成 17 年 3 月閣議決定】
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 【平成 25 年内閣府省告示第 229 号】
火災・災害等即報要領	昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知

2 住民関連

用語	意義
避難住民等	「避難住民」及び「武力攻撃災害による被災者」をいう。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。 【災害対策基本法第8条】
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。 【災害対策基本法第49条の10】
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

3 武力攻撃関連

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。 【事態対処法第2条】
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 【事態対処法第2条】
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 【事態対処法第2条】
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。 【事態対処法第1条】
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 【事態対処法第22条】
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 【国民保護法第2条】
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 【国民保護法第183条】
存立危機事態	我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。 【事態対処法第2条】
ゲリラ	不正規軍の要員
特殊部隊	正規軍の要員
NBC攻撃	核兵器（nuclear weapons）、生物兵器（biological weapons）又は化学兵器（chemical weapons）による攻撃をいう。
対処基本方針	政府の定める武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針 【事態対処法第9条】

用 語	意 義
治安出動	内閣総理大臣が間接侵略その他の緊急事態に際して一般の警察力では治安を維持することができないと認める場合、又は都道府県知事が治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認め出動を要請しかつ内閣総理大臣がやむを得ないと認める場合に命じる自衛隊の出動 【自衛隊法第 78、81 条】
防衛出動	内閣総理大臣が、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して、我が国を防衛するために必要があると認める場合に命じる自衛隊の出動 【自衛隊法第 76 条】
国民保護等派遣	防衛大臣が、知事から国民保護法第 15 条第 1 項（緊急対処事態における準用を含む）の要請を受けた場合、又は国の対策本部長から同条第 2 項の求めがあった場合に、内閣総理大臣の承認を請け実施する国民保護措置等のための部隊等の派遣 【自衛隊法第 77 条の 4】
緊急対処事態対処方針	政府の定める緊急対処事態に関する対処方針 【事態対処法第 22 条】

4 避難、救援等関連

用 語	意 義
要避難地域	住民の避難が必要となる地域をいう。 【国民保護法第 52 条】
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。 【国民保護法第 52 条】
関係近接要避難地域	知事が、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。 【国民保護法第 54 条】
要避難地域等	要避難地域及び関係近接要避難地域をいう。
受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域をいう。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。 【国民保護法第 58 条】
応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいう。（当面の機能を回復させるのみ。） 【国民保護法第 139 条】
武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいう。（本格的な工事を行って機能を原状に回復させる。） 【国民保護法第 141 条、第 171 条】
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 【事態対処法第 2 条】
国民保護措置 （国民保護のための措置）	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置をいう。 【国民保護法第 2 条】

用語	意義
緊急対処保護措置	緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法第 183 条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 3 項第 2 号に掲げる措置その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 【国民保護法第 172 条】
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。 【国民保護法第 79 条】
物資 (救援の実施に必要な物資)	救援の実施に必要な物資（医療品、食品、寝具、医療用具その他医療機器・衛生用品及び再生医療等製品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等）をいう。 【国民保護法第 81 条】
特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。 【国民保護法第 81 条】

5 関係機関、施設関連

用語	意義
指定行政機関	次に掲げる機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 【事態対処法第 2 条】 ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関 ・内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 ・内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 ・内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 【事態対処法第 2 条】
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 【事態対処法第 2 条】
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。 【国民保護法第 2 条】
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。

用 語	意 義
都道府県知事等	都道府県の知事その他の執行機関をいう。 【国民保護法第 11 条】
市町村長等	市町村の長その他の執行機関をいう。 【国民保護法第 16 条】
地方公共団体の長等	地方公共団体の長その他の執行機関をいう。 【国民保護法第 19 条】
指定行政機関の長等	指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。 【国民保護法第 41 条】
緊急消防援助隊	災害発生市町村の消防の応援又は支援に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事からの要請や、消防庁長官が必要と認めたときの指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。 【消防組織法第 45 条】
生活関連等施設	武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、国民生活に関連を有する施設でその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で、国民保護法施行令で定めるものをいう。 【国民保護法第 102 条】
消防吏員等	消防吏員、警察官若しくは海上保安官をいう。 【国民保護法第 98 条】
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官をいう。 【国民保護法第 63 条】
警察署長等	警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいう。 【国民保護法第 64 条】

資料2 関係機関等の連絡先等

1 町機関

機関名	担当部署	所在地	電話	F A X
久万高原町役場	総務課 危機管理室	久万高原町久万 212	0892-21-1111	0892-21-2860
久万高原町面河支所	—	久万高原町渋草 2431 番地	0892-58-2111	0892-58-2110
久万高原町美川支所	—	久万高原町上黒岩 2923 番地 1	0892-56-0211	0892-56-0122
久万高原町柳谷支所	—	久万高原町柳井川 950 番地	0892-54-2121	0892-54-2919
久万高原町立病院	病院事業等 統括事務局	久万高原町久万 65	0892-21-1120	0892-21-1121
久万保健センター	事務局	久万高原町久万 65-1	0892-21-2700	0892-21-0934
老人保健施設 「あけぼの」	事務局	久万高原町久万 71-1	0892-21-1800	0892-21-2300
養護老人ホーム ささゆり荘	事務局	久万高原町菅生 2-626	0892-21-0083	0892-21-2286

2 県機関(警察機関)

機関名	担当部署	郵便番号	所在地	電話	F A X
愛媛県	防災危機 管理課	790-8570	松山市一番町 4 丁目 4-2	089-912-2335	089-941-2160
中予地方局 総務県民課	防災対策室	790-8502	松山市北持田町 132	089-909-8750	089-913-1140
中予地方局 建設部	管理課	790-8502	松山市北持田町 132	089-943-4826	089-921-4990
久万高原 土木事務所	用地管理課 管理係	791-1201	久万高原町 571-1	0892-21-1210	0892-21-0773
大洲土木事務所	事業管理課	795-8504	大洲市田口甲 425-1	0893-24-5121	0893-24-7525
西予土木事務所	用地管理課	797-0015	西予市宇和町卯之町 5-175-3	0894-62-1331	0894-62-9277
中予保健所	企画課	790-8502	松山市北持田町 132	089-909-8755	089-931-8455
衛生環境研究所	衛生研究科	790-0003	松山市三番町 8-234	089-931-8757	089-947-1262
中央家畜 保健衛生所	指導課	791-0212	東温市田窪 743-1	089-990-1333	089-955-1234

(警察機関)

機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
久万高原警察署	警務課	791-1201	久万高原町久万 542-4	0892-21-0110	0892-947-2332
警察本部	—	790-8573	松山市南堀端町 2-2	089-934-0110	—
警察学校	—	791-3134	伊予郡松前町西古泉 646	089-984-1405	—
運転免許センター	—	799-2661	松山市勝岡町 1163-7	089-934-0110	—
松山東警察署	—	790-8551	松山市勝山町 2-13-2	089-943-0110	—
松山西警察署	—	791-8502	松山市須賀町 5-36	089-952-0110	—
松山南警察署	—	791-1104	松山市北土居 3-6-17	089-958-0110	—
伊予警察署	—	799-3111	伊予市下吾川 960	089-982-0110	—
大洲警察署	—	795-0064	大洲市東大洲 1686-1	0893-25-1111	—
西予警察署	—	797-0015	西予市宇和町卯之町 4-659	0894-62-0110	—

3 指定行政機関

機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話
内閣府	大臣官房総務課	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-6257-1268
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	100-8974	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141
警察庁	警備局警備企画課	100-8974	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141
金融庁	総務企画局政策課	100-8967	東京都千代田区霞が関 3-2-1	03-3506-6021
消費者庁	総務課	100-6178	東京都千代田区永田町 2-11-1	03-3507-9151
総務省	大臣官房総務課	100-8926	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5090
消防庁	国民保護・防災部防災課 国民保護室	100-8927	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7550
法務省	大臣官房秘書課 広報室	100-8977	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5396
公安調査庁	総務部総務課	100-0013	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-2638
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	100-8919	東京都千代田区霞が関 2-2-1	03-5501-8059
	総合外交政策局 人権人道課	100-8919	東京都千代田区霞が関 2-2-1	03-5501-8240
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	100-8940	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-7934
国税庁	長官官房総務課	100-8978	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-4161
文部科学省	大臣官房総務課 法令審議室	100-8959	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-6734-2156
スポーツ庁	政策課	100-8959	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-6734-3019
文化庁	長官官房政策課	100-8959	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-6734-2806
厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室	100-8916	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-3595-2172
農林水産省	大臣官房文書課 災害総合対策室	100-8950	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-0578
林野庁	連絡先は農林水産省 と同様	100-8950	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2368

機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話
水産庁	連絡先は農林水産省 と同様	100-8950	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2368
経済産業省	大臣官房総務課	100-8901	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1327
資源エネルギー庁	総合政策課	100-8931	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-2669
中小企業庁	事業環境部 経営安定対策室	100-8912	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-0459
国土交通省	危機管理室	100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8974
国土地理院	総務部総務課	305-0811	茨城県つくば市北郷 1	029-864-6900
観光庁	総務課	100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8321
気象庁	総務部企画課	100-8122	東京都千代田区大手町 1-3-4	03-3214-7902
環境省	大臣官房総務課	100-8975	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-3580-1373
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質 防護課	106-8450	東京都港区六本木 1-9-9	03-5114-2121
防衛省	防衛政策局運用政策課 統合幕僚監部参事官付	162-8801	東京都新宿区市谷本村町 5-1	03-3268-3111

4 指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話
四国管区警察局	総務監察・広域調整部 災害対策官	760-0008	高松市中野町 19-7	087-833-2111
四国総合通信局	無線通信部陸上課	790-8795	松山市宮田町 8-5	089-936-5066
四国財務局 松山財務事務所	総務課	790-0808	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎	089-941-7185
四国厚生支局	総務課	760-0019	高松市サンポート 3-33	087-851-9565
愛媛労働局	総務部総務課	790-8538	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200
中国四国農政局	企画調整室	700-8532	岡山市北区下石井 1-4-1	086-224-4511
四国森林管理局	企画調整課	780-8528	高知市丸ノ内 1-3-30	088-821-2160
四国経済産業局	総合調整・ 防災担当参事官	760-8512	高松市サンポート 3-33	087-811-8503
中国四国 産業保安監督部	管理課	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30	082-224-5753
中国四国産業保安 監督部四国支部	管理課	760-8512	高松市サンポート 3-33	087-811-8581
四国地方整備局	企画部防災課	760-8554	高松市サンポート 3-33	087-851-8061
	松山河川国道事務所	790-0056	松山市土居田町 797-2	089-972-0034
四国運輸局 愛媛運輸支局	運輸企画専門官	791-1113	松山市森松町 1070	089-956-9958
四国測量部		760-0068	高松市松島町 1-17-33	089-861-9013
大阪管区気象台 松山地方気象台		790-0873	松山市北持田町 102	089-933-3610
中国四国地方 環境事務所	総務課	700-8532	岡山市北区下石井 1-4-1	086-224-4511
中国四国防衛局	企画部地方調整課 地方協力確保室	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-223-7153

5 自衛隊

機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話
陸上自衛隊	松山駐屯地第14特科隊	791-0298	松山市南梅本町乙115	089-975-0911
航空自衛隊	西部航空方面隊司令部	816-0804	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031
海上自衛隊	呉地方総監部	737-8554	広島県呉市幸町8-1	0823-22-5511

6 指定公共機関

機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話
日本郵便株式会社 四国支社	経営管理本部 総務・人事部	790-8797	松山市宮田町8-5	089-936-5121
日本銀行	松山支店総務課	790-0003	松山市三番町4-10-2	089-933-2211
日本赤十字社	愛媛県支部事務局	790-0854	松山市岩崎町2-3-40	089-921-8603
日本放送協会	松山放送局放送部	790-8501	松山市堀之内5	089-921-1111
独立行政法人 水資源機構	池田総合管理所 第1管理課	778-0040	徳島県三好市池田町 字西山谷尻4235-1	0883-72-2050
西日本電信電話 株式会社	愛媛支店設備部	790-0001	松山市一番町4-3	089-936-3570
日本通運株式会社	松山支店総務課	790-0067	松山市大手町2-26-3	089-941-5112
福山通運株式会社	松山支店	791-8034	松山市富久町420	089-972-3333
佐川急便株式会社	松山営業所	791-2111	伊予郡砥部町八倉125	089-958-1181
ヤマト運輸 株式会社	愛媛主管支店	791-1126	松山市大橋町466-1	089-963-5500
四国電力株式会社	松山支店総務課	790-8540	松山市湊町6-6-2	089-946-9707
株式会社 NTTドコモ	四国支社	760-0018	高松市天神前9-1	087-832-2143
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ株式会社	カスタマサービス部 危機管理室	100-0004	東京都千代田区大手町2-3-5 NTT大手町ビル本館6F	0570-03-9909
KDDI株式会社	四国総支社	760-0017	高松市番町1-6-8 高松興銀ビル7F	087-823-6777
ソフトバンク 株式会社	九州・中四国総務課	760-0023	高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル5F	087-825-1801
独立行政法人 国立病院機構	中国四国グループ	739-0041	東広島市西条町寺家513	082-493-6606
太陽石油株式会社 四国事業所	環境安全部 環境安全グループ	799-2393	今治市菊間町種4070-2	0898-36-3538
イオン株式会社	イオンリテール(株) 中四国カンパニー	732-0814	広島県広島市南区段原南 1-3-52	082-535-7600
株式会社 セブン-イレブ ン・ジャパン	QC・物流管理本部	102-0084	東京都千代田区二番町8-8 渉外部	03-6238-3711
株式会社ローソン	コンプライアンス・ リスク統括室	141-8643	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタ ワー6F	03-5435-1594
株式会社 ファミリーマート	CSR・コンプライアンス 部	170-6017	東京都豊島区東池袋3-1-1	03-3989-7658

7 指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話
南海放送株式会社	総合企画局	790-8510	松山市本町 1-1-1	089-915-3333
伊予鉄道株式会社	総務部総務課	790-0012	松山市湊町 4-4-1	089-948-3222
株式会社 テレビ愛媛	総務部	790-8537	松山市真砂町 119	089-943-1111
一般社団法人 愛媛県医師会	事務局	790-8585	松山市三番町 4-5-3	089-943-7582
株式会社 エフエム愛媛	放送部	790-0052	松山市竹原町 1-10-7	089-945-1111
株式会社 あいテレビ	総務部	790-8529	松山市竹原町 1-5-25	089-921-2121
株式会社 愛媛朝日テレビ	総務局	790-8525	松山市和泉北 1-14-11	089-946-4600
四国ガス株式会社	総務部 庶務グループ	794-8611	今治市南大門町 2-2-4	0898-32-4500
一般社団法人 愛媛県歯科医師会	事務局	790-0014	松山市柳井町 2-6-2	089-932-5048
一般社団法人 愛媛県薬剤師会	事務局	790-0003	松山市三番町 7-6-9	089-941-4165
公益社団法人 愛媛県看護協会	事務局	790-0843	松山市道後町 2-11-14	089-923-1287
株式会社 四国中央テレビ	総務部	799-0404	四国中央市三島宮川 4-6-48 愛媛新聞宇摩支社 2F	0896-24-0130
株式会社 愛媛新聞社	総務企画局 総務部	790-8511	松山市大手町 1-12-1	089-935-2132
一般社団法人 愛媛県バス協会	事務局	790-0067	松山市大手町 1-7-4	089-931-4094
一般社団法人 愛媛県 トラック協会	業務部業務課	791-1114	松山市井門町 1081-1	089-957-1069
社会福祉法人 愛媛県 社会福祉協議会	経営管理課	790-8553	松山市持田町三-8-15	089-921-8344

8 県内市町

機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
松山市	危機管理課	790-8571	松山市二番町 4-7-2	089-948-6794	089-934-1813
今治市	防災危機管理課	794-8511	今治市別宮町 1-4-1	0898-36-1558	0898-32-2765
宇和島市	危機管理課	798-8601	宇和島市曙町 1	0895-49-7006	0895-24-6094
八幡浜市	総務課危機管理 原子力対策室	796-8501	八幡浜市北浜 1-1-1	0894-22-3111	0894-24-0610
新居浜市	防災安全課	792-8585	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65-1282	0897-33-5180
西条市	危機管理課	793-8601	西条市明屋敷 164	0897-56-5151	0897-52-1725
大洲市	危機管理課	795-8601	大洲市大洲 690-1	0893-24-2111	0893-24-2122
伊予市	危機管理課	799-3193	伊予市米湊 820	089-982-1111	089-983-3681
四国中央市	消防本部安全・ 危機管理課	799-0413	四国中央市中曾根町 500	0896-28-9119	0896-23-6614
西予市	危機管理課	797-8501	西予市宇和町卯之町 3-434-1	0894-62-6491	0894-62-6514
東温市	危機管理課	791-0292	東温市見奈良 530-1	089-964-2001	089-964-1609
上島町	総務課 危機管理室	794-2592	越智郡上島町弓削下弓 削 210	0897-77-2500	0897-77-4011
松前町	総務課	791-3192	伊予郡松前町大字筒井 631	089-985-4103	089-985-4148
砥部町	総務課	791-2195	伊予郡砥部町宮内 1392	089-962-2323	089-962-4277
内子町	総務課 危機管理班	795-0392	喜多郡内子町平岡甲 168	0893-44-2111	0893-44-4300
伊方町	総務課 危機管理室	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦 1993-1	0894-38-0211	0894-38-1373
松野町	防災安全課	798-2192	北宇和郡松野町松丸 343	0895-42-1110	0895-42-1102
鬼北町	総務財政課 危機管理室	798-1395	北宇和郡鬼北町近永 800-1	0895-45-1111	0895-45-1119
愛南町	総務課 防災対策室	798-4196	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-1211	0895-72-1214

9 県内消防機関

機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
久万高原町 消防本部	警防課	791-1207	久万高原町下野尻甲 33	0892-21-2411	0892-21-2656
松山市消防局	総務課	790-0811	松山市本町 6-6-1	089-926-9104	089-926-9144
今治市消防本部	防災対策課	794-0043	今治市南宝来町 2-1-1	0898-32-6666	0898-32-0119
新居浜市消防本部	総務警防課	792-0025	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-34-0119	0897-34-1189
西条市消防本部	警防課	793-0028	西条市新田 183-1	0897-56-0250	0897-55-0180
四国中央市 消防本部	警防課	799-0413	四国中央市中曾根町 500	0896-28-9119	0896-23-6614
西予市消防本部	消防総務課	797-0015	西予市宇和町卯之町 2-377	0894-62-0119	0894-62-3780
東温市消防本部	警防係	791-0203	東温市横河原 1376	089-964-5210	089-964-5503
上島町消防本部	総務予防課	794-2506	越智郡上島町 弓削下弓削 1037	0897-77-4118	0897-77-4111
愛南町消防本部	庶務課	798-4341	愛南町蓮乗寺 473	0895-72-0119	0895-73-1119
八幡浜地区施設事 務組合消防本部	総務課	796-0010	八幡浜市松柏丙 796	0894-24-0119	0894-22-5227
伊予消防等事務組 合消防本部	総務係	799-3111	伊予市下吾川 950-3	089-982-0119	089-983-4311
宇和島地区広域事 務組合消防本部	総務課	798-0060	宇和島市丸之内 5-1-18	0895-22-7500	0895-24-7662
大洲地区広域消防 事務組合消防本部	総務課	795-0012	大洲市大洲 1034-4	0893-24-0119	0893-24-3073

10 その他の機関

機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
公益財団法人 日本中毒情報 センター	本部事務局	305-0005	茨城県つくば市天久保 1-1-1	072-727-2499 (大阪中毒 110番)	—
松山市 農業協同組合	久万支所	791-1201	久万高原町久万 1416	0892-21-1245	0892-21-2678
株式会社 松山生協	久万店	791-1201	久万高原町久万 1281-1	0892-21-2160	0892-21-2795
	久万基地	791-1205	久万高原町菅生 2-1789	0892-21-0136	0892-21-0537
久万広域 森林組合	本所	791-1201	久万高原町久万 265-3	0892-21-1255	0892-21-2710
久万高原町 商工会	—	791-1201	久万高原町久万 188	0892-21-2061	0892-21-2361
久万高原町 社会福祉協議会	本所	791-1501	久万高原町上黒岩 2920-1	0892-56-0750	0892-56-0166
上浮穴郡医師会	事務局	791-1501	久万高原町上黒岩 2920 みかわクリニック内	0892-56-0908	0892-56-1650

資料3 対策本部において集約すべき基礎的資料

1 大規模集客施設等のリスト

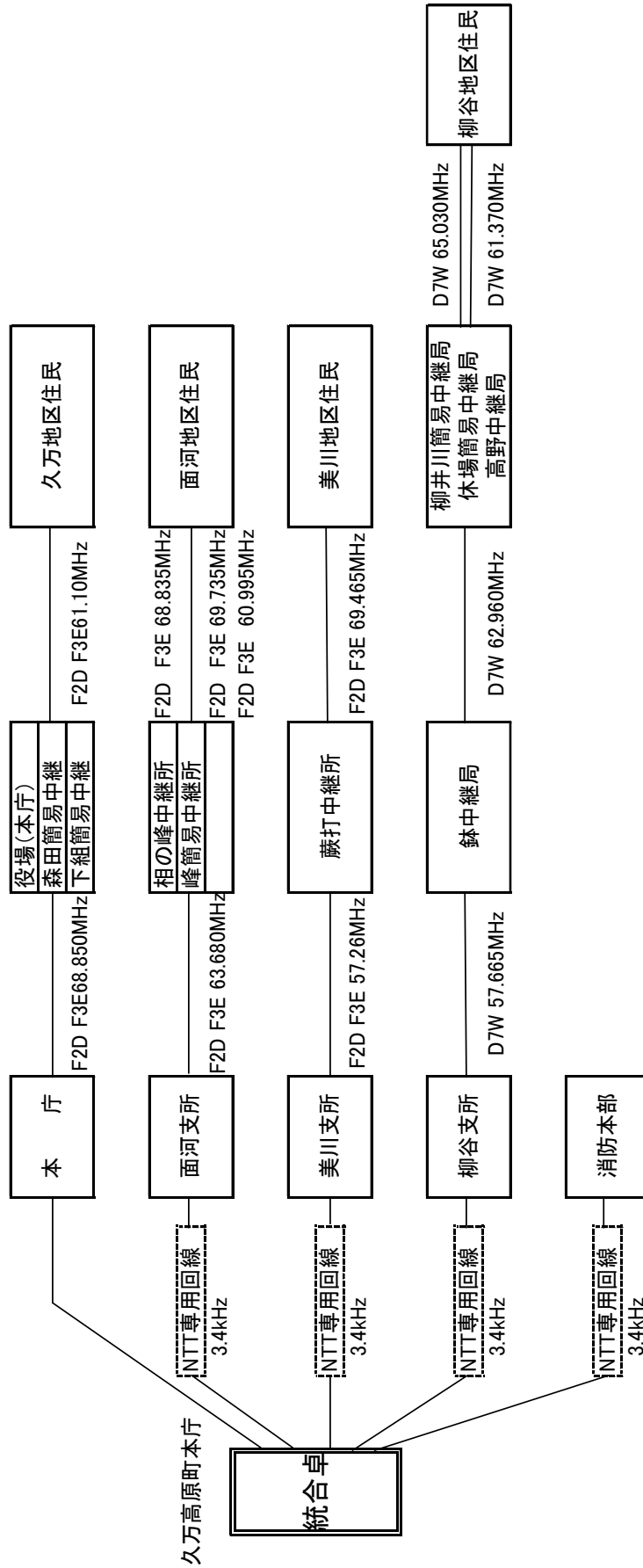
類 型	名 称	所在地	連絡先	備 考
商業施設	ふれあいロード	久万 1281-1	0892-21-2160	松山生協久万店
	道の駅「みかわ」	上黒岩 2840-1	0892-56-0330	
	物産館「みどり」	菅生 2-1439-1	0892-21-0503	
観光施設	ふるさと旅行村	下畑野川甲 488	0892-41-0711	
	国民宿舎「古岩屋荘」	直瀬乙 1636	0892-41-0431	県立自然公園 「古岩屋」
	国民宿舎「石鎚」	町国有林内(土小屋)	0897-53-0005	石鎚スカイライン
	久万美術館	菅生 2-1442-7	0892-21-2881	
	面河山岳博物館	若山 650-1	0892-58-2130	
	久万農業公園アグリピア	下畑野川甲 500	0892-41-0040	
レジャー施設	ハイランドパークみかわ	日野浦地内	—	旧美川スキー場跡地
	久万スキーランド	東明神乙 754-60	0892-21-0100	
	高原ゴルフ倶楽部	下畑野川乙 1182	0892-41-0331	
	久万カントリークラブ	東明神乙 333-1	0892-21-1875	
スポーツ施設	久万海洋センター	菅生 2-1442-7	0892-21-2808	久万公園グラウンド 横
	すぱーく久万	上野尻乙 246-1	0892-21-0400	ゲートボール場
	久万高原ラグビー場	菅生 3-589-5	0892-21-1111	
	笛ヶ滝多目的グラウンド	上野尻甲 972	0892-21-1111	
	やなだにさんさんドーム	中津 1295	0892-54-2518	柳谷産業開発公社
会館等	産業文化会館	久万 188	0892-21-0139	町教育委員会
	久万町民館	久万 188	0892-21-0139	〃
	面河住民センター	洪草 2431	0892-58-2111	町面河支所
	美川農村環境改善センター	上黒岩 2923-1	0892-56-0211	町美川支所
	ふるさと創造の館こかげ	柳井川 950	0892-54-2121	町柳谷支所

2 地域区分及び消防団編成一覧表

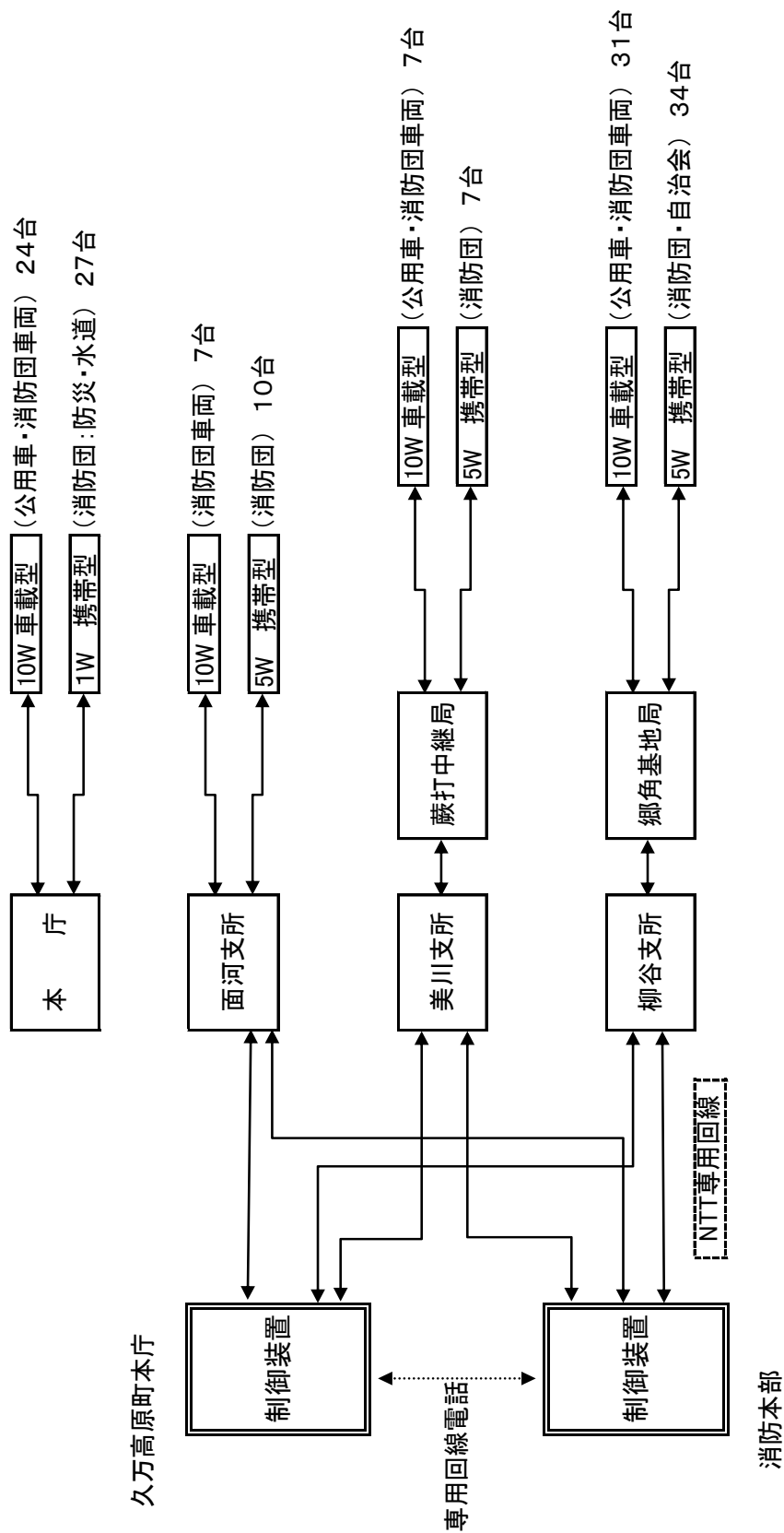
		地区消防団名		地区区分（大字又は自治会）		小学校区		
本部消防隊		15名		昼間：全町管轄区域区 夜間：後方支援		町内全域		
久万地区	久万方面隊	第1分団 71名	第1部	東明神		【明神小学校区】		
			第2部	西明神・入野				
			第3部	久万（住安・本町・辻）菅生（槻之沢・北村・高野）		【久万小学校区】		
		第2分団 65名	第1部	久万（桂町・福井・曙・緑ヶ丘、旭ヶ丘）菅生（中組・中通・東国）		※但し、入野（明神小学校区）の一部を含む。		
			第2部	上野尻・下野尻				
			第3部	菅生（中野村・楨谷）				
		第3分団 70名	第1部	下畑野川		【畑野川小学校区】		
			第2部	上直瀬		【直瀬小学校区】		
			第3部	下直瀬				
			第4部	上畑野川		【畑野川小学校区】		
		第4分団 63名	第1部	瀬戸・富重・帯石・上厚・中条・黒沢・東条		【父二峰小学校区】		
			第2部	森田・宮成・徳好・永久				
			第3部	父野川・露峰（橋詰）		※但し、落合は久万小学校区		
			第4部	落合・若宮・中村・西の川				
		面河地区	面河方面隊	第1分団 46名	第1部	渋草・大成		【面河小学校区】
					第2部	笠方		
第3部	前組・相の峰							
第2分団 57名	第1部			本組				
	第2部			中組・河の子				
	第3部			相の木・若山				
美川地区	美川方面隊	第1分団 63名	第1部	大川		【美川小学校区】		
			第2部	有枝				
			第3部	上黒岩				
			第4部	中黒岩・沢渡				
		第2分団 63名	第1部	仕出・東川（藁川）		【仕七川小学校区】		
			第2部	七鳥（西古味除く）				
			第3部	西古味・東古味・横山				
			第4部	東川（藁川・東古味・横山除く）				
		第3分団 55名	第1部	日野浦（栄重を除く）		【美川小学校区】		
			第2部	日野浦（栄重）・黒藤川（二箇・置俵・長崎除く）				
			第3部	黒藤川（二箇・置俵・長崎）				
		柳谷地区	柳谷方面隊	第1分団 35名	第1部	落出・川前・大窪谷・松木・立野		【柳谷小学校区】
第2部	永野・稲村・磯ヶ成・鉢・奈良藪・百ヶ市・高地							
第2分団 28名	第1部			郷角・本谷・小村・大成・名荷				
	第2部			古味・菅行・高野・猪伏・横野・中久保				
第3分団 24名	第1部			中津				

3 久万高原町防災行政無線設備系統一覽

(1) 防災行政無線系統圖 (同報系)



(2) 防災行政無線系統圖 (移動系)



4 消防団車両・資機材一覧表

資機材		分団別													合計
		本部	久万第1分団	久万第2分団	久万第3分団	久万第4分団	面河第1分団	面河第2分団	美川第1分団	美川第2分団	美川第3分団	柳谷第1分団	柳谷第2分団	柳谷第3分団	
ポンプ	ポンプ自動車	1	1	1											3
	小型積載車	0	3	2	4	5	4	3	4	5	4	3	4	2	43
	可搬ポンプ	0	3	2	8	8	4	3	6	11	9	6	4	3	67
放水器具	ホース 65 mm	15	100	115	123	104	81	53	72	148	77	90	56	31	1065
	ホース 50 mm	0	5	4	18	2	0	0	0	0	0	1	0	0	30
	吸水管 6.8.10m	2	9	9	8	8	9	3	8	15	9	7	4	3	94
	ホース背負器	3	25	22	33	24	14	3	21	16	16	15	15	6	213
	管槍口	2	9	10	20	16	14	8	15	24	14	14	5	6	157
	可変ノズル	0	5	6	16	13	13	9	8	18	4	12	5	6	115
	分岐金具	1	7	16	11	13	7	4	5	15	7	8	5	3	102
	媒介金具	0	4	2	0	4	3	0	0	0	0	1	4	0	18
	消火栓ハンドル	1	12	7	33	11	7	5	6	14	12	8	5	4	125
	スタンドパイプ	1	5	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	9
	蔦口	2	30	33	59	26	32	27	30	49	62	25	20	16	411
	ピックアップノズル	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5
	化学消火薬剤	0	0	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6
	簡易布水槽	0	3	3	8	3	4	3	5	3	0	6	5	3	46
防火衣	2	6	6	8	8	8	6	9	22	17	5	4	1	102	
林野火災用具	消火水囊	0	0	0	5	5	12	9	4	2	0	2	0	0	39
	チェンソー	0	0	1	0	0	2	2	0	0	1	2	1	2	11
	スコップ	0	10	10	12	10	10	8	20	27	22	18	19	10	176
	地堀	0	0	2	2	0	0	0	13	11	8	10	14	5	65
	なた	0	0	1	1	0	5	2	0	6	2	0	10	9	36
防災用資機材	ジャッキ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	バール	0	0	0	0	0	12	9	3	4	3	2	2	1	36
	のこぎり	0	0	0	0	0	6	1	0	0	0	13	15	5	40
	カケヤ	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	5
	担架	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
	救急資材	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	エンジンカッター	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	2	—	—	3
レスキューツール	—	3	3	4	4	3	3	4	4	2	2	2	1	35	
無線機	携帯・車載 1w	0	4	4	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	17
	携帯・車載 5w	0	1	1	1	1	5	5	6	6	5	9	8	6	54
	携帯・車載 10w	1	4	4	4	5	4	3	4	5	4	4	4	2	48
	トランシーバー	0	4	3	8	8	0	0	4	4	3	0	0	0	34
照明	発電機	0	2	3	5	7	4	3	1	1	1	2	0	1	30
	照明灯	2	7	9	17	15	15	13	4	23	9	4	3	0	121

5 久万高原町消防本部保有車両及び資機材一覧

(1) 保有車両一覧

ア 消防車両

種別	号車名	呼出名称	ポンプ性能	出力	燃料	乗車定員	登録NO	備考
水槽付ポンプ車	消防3号	くましょう103	A-1級	7.96kw	軽油	6人	800は・426	泡混合装置付 ホース34本
積載兼 工作車	消防4号	くましょう104	—	5.249kw	軽油	6人	830は・119	ホース10本
小型動力 ポンプ付 水槽車	消防5号	くましょう105	—	6.40kw	軽油	3人	800は・5567	ホース18本
水槽付 ポンプ車	消防6号	くましょう106	A-2級	8.20kw	軽油	6人	830は・154	泡混合装置付 ホース19本

イ 車両積載ポンプ

種別	号車名	呼出名称	ポンプ性能	出力	燃料	乗車定員	登録NO	備考
軽可搬 ポンプ	消防3号 積載	—	富士ロビン D-2	—	ガソリン	—	—	—
可搬 ポンプ	消防4号 積載	—	ラビット B-3	—	ガソリン	—	—	—
可搬 ポンプ	消防5号 積載	—	トーハツ B-3	—	ガソリン	—	—	—

ウ 救急車両

種別	号車名	呼出名称	出力	燃料	乗車定員	登録NO	備考
高規格救急車	救急1号	くましょう301	3.49kw	ガソリン	8人	800す6372	4WD
高規格救急車	救急2号	くましょう302	2.69kw	ガソリン	8人	800す1564	4WD
高規格救急車	救急3号	くましょう303	2.69kw	ガソリン	8人	800す4133	4WD
高規格救急車	救急5号	くましょう305	3.49kw	ガソリン	8人	800さ9001	4WD

エ その他の車両

種別	号車名	呼出名称	出力	燃料	乗車定員	登録NO	備考
指令車兼 人員輸送車	消防1号	くましょう101	2.69kw	ガソリン	8人	800さ9317	4WD
消防用 査察指導車	消防2号	くましょう102	2.36kw	ガソリン	8人	800す2738	4WD
資器材運搬車	消防7号	くましょう107	0.65kw	ガソリン	4人	880あ1610	4WD
査察広報車	消防8号	くましょう108	1.99kw	ガソリン	5人	800さ9313	4WD
資器材運搬車	消防9号	くましょう109	0.65kw	ガソリン	2人	80あ1899	4WD
訓練指導車	消防11号	—	1.99kw	ガソリン	3人	100す1191	—

(2) 消防活動用等保有資機材

区分	種 別	積載車名	規 格	数量	備 考	
放水器具	ホース	40mm	消防6号	2A 1A 30M	29	—
		50mm	消防3・4・5・6号	2A 1A Pro AR16	22	—
		65mm	消防3・4・5・6号	2A 1A	122	—
		70mm	消防6号	多量送水用	2	ターボポンプ (水力動力)
		水幕ホース	—		3	—
	発泡器	低発泡	消防6号	FN-65LX	1	—
		高発泡	消防6号	FN-65MX	1	—
		ピックアップ ノズル	消防3・6号	RP-200	3	—
		プロパック	消防6号	PKS-25	1	—
		放水銃用泡管槍	消防3号	フォームノズル	1	—
	布水槽	—	消防3号	360ℓ	2	—
照明器具	発電機	E M400	消防6号	100V-400VA	2	—
		E B550	消防3号	100V-550VA	1	—
		B E R2300	消防4号	100V	1	—
		GE-3800SS-IV	—	ポータブル型	1	—
	投光器	W L401	—	バルーン式	1	—
		400W	消防3・6号	—	2	—
		ナイトスキャン	消防5号	150W×2灯	1	—
		メタルハライド	消防4・5・6号	ML-150 DC-24 35W	6	—
林野火災用具	背負式消火水囊	消防3・6号	18ℓ	38	ジェットシューター	
	チェーンソー	消防4号	E-305 G370	3	—	
	トレンチショベル	消防3・4・5・6号	剣	10	—	
	火たたき	—	ステンレス板銅管 柄	5	—	
	動力刈払機	—	TRZ235L(275L-DC)	2	—	
	下刈り鎌	消防3号	—	16	—	
	地堀	消防3・4号	—	10	—	
	スコップ	消防3・4・5・6号	—	21	—	

(3) 泡消火薬剤保有状況

ア 化学消火薬剤保有状況

区 分	薬剤名・規格	メーカー	個 数	備 考
たん白系	ニュー・マイティホーム (3%)	ヤマト	20L×4 缶	—
	ニュー・マイティホーム (6%)	ヤマト	20L×15 缶	水溶性液体用
		合計	20L×19 缶	380 リットル
合成界面 活性剤	プロフォーム (3%)	ヤマト	20L×28 缶	—
	プロフォーム (3%)	ヤマト	20L×7 缶	耐寒用
		合 計	20L×35 缶	700 リットル
水溶性液体用 泡消火薬剤	ニューアルコジェットフォーム (6%)	ヤマト	20L×3 缶	耐アルコール用
	ニューアルコジェットフォーム (6%)	ハッタ	20L×3 缶	耐アルコール用
		合 計	20L×6 缶	120 リットル
水性膜泡 消火薬剤	フォレックスパンーS	YONE	20L×2 缶	40 リットル
	メガフォーム	大日本 インキ	20L×5 缶	100 リットル

イ 油処理剤保有状況

区 分	薬剤名・規格	メーカー	個 数	備 考
油処理剤	ヤマトクリーン (S480)	ヤマト	18L×1 缶	18 リットル
	シーグリーン (805)	ヤマト	18L×5 缶	90 リットル
油吸着マット	BL-65型	三井	200 枚	—
油・液体吸着剤	ACライト (4.5・10kg)	谷口商会	41 袋	234kg

(4) 消防無線設備等の状況

チャンネル種別	局の種別	空中線電力	呼出名称	搭載車・設置場所	備考
活動波 1・2 主運用波 2 統制波 1～3	基地局	10W	くましょうほんぶ	大川嶺基地局	非常電源 72 時間以上
	基地局	5 W	くましょう やなだに	柳谷基地局	非常電源 72 時間以上
多重波	固定局	79mW	しょうぼう おおがわみね ちゅうけいきょく	大川嶺基地局	非常電源 72 時間以上
活動波 1・2 主運用波 2 統制波 1～3	固定局	79mW	しょうぼうくま ちゅうけいきょく	久万中継局	非常電源 72 時間以上
	移動局	10W	くましょう 1 0 0	本署 卓上固定型	複信
	移動局	10W	くましょう 2 0 0	美川 卓上固定型	複信
	移動局	10W	くましょう 1 0 1	本署 指揮車	複信
	移動局	10W	くましょう 1 0 2	本署 査察指導車	複信
	移動局	10W	くましょう 1 0 3	本署 タンク車	複信
	移動局	10W	くましょう 1 0 4	本署 積載工作車	複信
	移動局	10W	くましょう 1 0 5	本署 水槽車	複信
	移動局	10W	くましょう 1 0 6	美川 タンク車	複信
	移動局	10W	くましょう 1 0 7	本署 査察広報車	複信
活動波 1・2 主運用波 2 統制波 1～3	移動局	10W	くましょう 1 0 8	本署 公共応急作業車	複信
	移動局	10W	くましょう 1 0 9	本署 資器材搬送車	複信
	移動局	10W	くましょう 3 0 1	本署 高規格救急車	複信
	移動局	10W	くましょう 3 0 2	美川 高規格救急車	複信
	移動局	10W	くましょう 3 0 3	消防署 高規格救急車	複信
	移動局	10W	くましょう 3 0 5	消防署 高規格救急車	複信
	移動局	5 W	くましょう 2 0 1	本署 携帯	単信
	移動局	5 W	くましょう 2 0 2	本署 携帯	単信
	移動局	5 W	くましょう 2 0 3	本署 携帯	単信
	移動局	5 W	くましょう 2 0 4	本署 携帯	単信
	移動局	5 W	くましょう 2 0 5	本署 携帯	単信
	移動局	5 W	くましょう 2 0 6	本署 携帯	単信
	移動局	5 W	くましょう 2 0 7	本署 携帯	単信
	移動局	5 W	くましょう 2 0 8	本署 携帯	単信
	移動局	5 W	くましょう 2 0 9	本署 携帯	単信
	移動局	5 W	くましょう 2 1 0	本署 携帯	単信
	移動局	5 W	くましょう 2 1 1	本署 携帯	単信
	移動局	5 W	くましょう 2 1 2	本署 携帯	単信
	移動局	5 W	くましょう 2 1 3	消防団 携帯	単信
	移動局	5 W	くましょう 2 1 4	美川 携帯	単信
移動局	5 W	くましょう 2 1 5	美川 携帯	単信	
移動局	5 W	くましょう 2 1 6	美川 携帯	単信	

チャンネル種別	局の種別	空中線電力	呼出名称	搭載車・設置場所	備考
活動波 1・2 主運用波 2 統制波 1～3	移動局	5W	くましょう 217	消防団 携帯	単信
	移動局	5W	くましょう 218	本署 携帯	単信
	移動局	5W	くましょう 219	本署 携帯	単信
	移動局	5W	くましょう 220	本署 携帯	単信
	移動局	5W	くましょう 221	本署 携帯	単信
	移動局	5W	くましょう 222	本署 携帯	単信
	移動局	5W	くましょう 223	本署 携帯	単信
	移動局	5W	くましょう 224	本署 携帯	単信
	移動局	5W	くましょう 225	本署 携帯	単信
	移動局	5W	くましょう 226	本署 携帯	単信
	移動局	5W	くましょう 227	本署 携帯	単信
	移動局	5W	くましょう 228	本署 携帯	単信
	移動局	5W	くましょう 229	本署 携帯	単信
	移動局	10W	くましょう 230	本署 可搬型	複信
	移動局	10W	くましょう 231	危機管理室 可搬型	複信
	移動局	10W	くましょう 110	久万方面隊 指令車	複信
	移動局	10W	くましょう 413	久万方面隊 ポンプ車	複信
移動局	10W	くましょう 421	久万方面隊 ポンプ車	複信	

6 同報系・移動系防災行政無線一覧表

(1) 同報系

久万地区 (第1通信所) (単位: M h z)

局名 (呼び出し名称)	空中線電力	周波数	設置場所
ぼうさいくまこうげんちょうやくば	10W	68.85	久万高原町久万 212 番地 (久万高原町役場内)

久万地区 (第2通信所)

※NTT専用回線にて接続

局名 (呼び出し名称)	空中線電力	周波数	設置場所
ぼうさいくまこうげん ちょうしょうぼうほんぶ	役場～本部間遠隔制御		久万高原町下野尻甲 33 番地 (久万高原町消防本部内)

屋外小局

※備考欄 ◎ (連絡通話及びアンサーバック機能付)

	局名 (名称)		周波数	設置場所	備考
1	せと	瀬戸	61.1	久万高原町二名甲 4233 番地 1	—
2	とみしげ	富重	〃	〃 二名甲 3987 番地	—
3	おびいし	帯石	〃	〃 二名甲 3354 番地 1	—
4	なかじょう	中条	〃	〃 二名甲 2558 番地 1	◎
5	ひがしじょう	東条	〃	〃 二名甲 2174 番地	—
6	みやなる	宮成	〃	〃 二名甲 1605 番地	—
7	とくよし	徳好	〃	〃 二名甲 874 番地	—
8	ながひさ	永久	〃	〃 二名甲 185 番地 3	—
9	もりた	森田	〃	〃 二名乙 2510 番地 2	簡易 中継◎
10	うまのじ	馬之地	〃	〃 父野川甲 334 番地 2	◎
11	おおくぼ	大久保	〃	〃 父野川甲 652 番地 1	—
12	おおくぼしも	大久保下	〃	〃 父野川甲 964 番地 7	—
13	はしづめかみ	橋詰上	〃	〃 露峰甲 225 番地 1	—
14	はしづめ	橋詰	〃	〃 露峰甲 420 番地 2	◎
15	つゆみねにしのかわ	露峰西ノ川	68.85	〃 露峰甲 1018 番地 2	—
16	つゆみねなかむら	露峰中村	〃	〃 露峰甲 1360 番地 5	—
17	わかみや	若宮	〃	〃 露峰甲 1766 番地 1	—
18	おちあい	落合	〃	〃 露峰甲 2459 番地	◎
19	おちあいかみ	落合上	〃	〃 露峰甲 2766 番地 1	—
20	かわのうち	河之内	〃	〃 上畑野川甲 2266 番地 1	—
21	おそごえ	遅越	〃	〃 上畑野川甲 2683 番地 1	—
22	にしあかづえ	西明杖	〃	〃 上畑野川甲 2160 番地 1	—
23	ひがしあかづえ	東明杖	〃	〃 上畑野川甲 1728 番地 1	—
24	いわがわ	岩川	〃	〃 上畑野川甲 803 番地	—
25	ほうさく	宝作	〃	〃 上畑野川甲 1286 番地 4 地先	—
26	にしのうち	西之浦	〃	〃 上畑野川甲 521 番地 1	◎
27	はたのかわなかむら	畑野川中村	〃	〃 下畑野川甲 1073 番地 1	—
28	せんぼん	千本	〃	〃 下畑野川乙 280 番地 4	—
29	かわい	河合	〃	〃 下畑野川甲 319 番地 1 地先	◎
30	やない	柳井	〃	〃 下畑野川甲 2026 番地 2	—
31	かみかりば	上狩場	〃	〃 下畑野川乙 438 番地 5	—
32	ひがしかりば	東狩場	〃	〃 下畑野川甲 1642 番地 8	—

	局名 (名称)		周波数	設置場所	備考
33	にしみね	西峰	68.85	久万高原町下畑野川乙 621 番地 1	—
34	さがやま	嵯峨山	61.1	〃 下畑野川甲 1720 番地 1	—
35	なおせなかぐみしも	直瀬下組	〃	〃 直瀬甲 2601 番地	—
36	ぼうたいの	房代野	〃	〃 直瀬甲 326 番地 1	—
37	だん	段	〃	〃 直瀬甲 1560 番地 1	—
38	なかぐみ	仲組	〃	〃 直瀬甲 2554 番地 1	—
39	ふるみや	古宮	〃	〃 直瀬甲 2912 番地 1	—
40	しもぐみ	下組	〃	〃 直瀬甲 3974 番地 3	簡易 中継◎
41	たけやしき	竹屋敷	〃	〃 直瀬乙 1121 番地 6	—
42	えいし	永子	〃	〃 直瀬甲 811 番地	—
43	なおせだば	直瀬駄馬	〃	〃 直瀬甲 4710 番地 2	—
44	よしひさ	吉久	〃	〃 直瀬甲 5474 番地 1	◎
45	なおせにしのかわ	直瀬西ノ川	〃	〃 直瀬乙 1443 番地 29	—
46	あせぶだに	馬酔谷	68.85	〃 下野尻甲 211 番地	—
47	ひぎり	日切	〃	〃 下野尻甲 19 番地	—
48	かみのなか	上の中	〃	〃 上野尻甲 260 番地	◎
49	おおたに	大谷	〃	〃 上野尻甲 751 番地 1	—
50	みどりがおか	緑ヶ丘	〃	〃 久万 1580 番地 5	—
51	すみやす	住安	〃	〃 久万 560 番地 1	—
52	あけぼのちょう	曙町	〃	〃 久万 212 番地 1	—
53	かつらまち	桂町	〃	〃 久万 318 番地 2	—
54	まきのたに	榎ノ谷	61.1	〃 菅生 5 番耕地 184 番 2	—
55	なかのむら	中野村	68.85	〃 菅生 1 番耕地 183 番 4	—
56	なかのしも	中ノ下	〃	〃 菅生 2 番耕地 1294 番 1	—
57	なかどおり	中通	〃	〃 菅生 2 番耕地 889 番 2	—
58	とうごく	東国	〃	〃 菅生 2 番耕地 (町有地内)	—
59	きたむら	北村	〃	〃 菅生 2 番耕地 1987 番	—
60	たかの	高野	〃	〃 菅生 2 番耕地 2899 番	—
61	けやきのさわ	槻ノ沢	〃	〃 菅生 2 番耕地 2438 番 2	—
62	いりのだば	入野駄馬	〃	〃 入野 274 番地 2	—
63	ひのじ	日ノ地	〃	〃 入野 387 番地 2	—
64	しんかい	新開	〃	〃 入野 896 番地 3	—
65	まきのかわ	榎ノ川	〃	〃 西明神 735 番地	—
66	のうたに	栄谷	〃	〃 西明神 954 番地 4	—
67	こうどの	高殿	〃	〃 西明神 352 番地 3	—
68	きたじょう	北条	〃	〃 西明神 1197 番地 1 地先	—
69	ほんしも	本下	〃	〃 東明神甲 126 番地先	—
70	ほんくみなか	本組中	〃	〃 東明神甲 492 番地	—
71	ほんかみ	本上	〃	〃 東明神甲 622 番地 8	—
72	なかぐみしも	中組下	〃	〃 東明神甲 730 番地 1	◎
73	なかぐみかみ	中組上	〃	〃 東明神甲 966 番地 2	—
74	さらぎ	皿木	〃	〃 東明神甲 3362 番地 4	—
75	こさらぎ	小皿木	〃	〃 東明神甲 1461 番地 10	—
76	たかやま	高山	〃	〃 東明神甲 3073 番地 1	—
77	のじ	野地	〃	〃 東明神甲 1289 番地	—
78	よこどおり	横通	〃	〃 東明神甲 1959 番地	—
79	もみのき	樅ノ木	〃	〃 東明神甲 2336 番地 2	—
80	みさか	三坂	〃	〃 東明神乙 771 番地	—

(面河地区)

局名(呼び出し名称)	空中線電力	周波数	設置場所	
ぼうさいくまこうげんちょう やくばおもご	0.1W	63.68	久万高原町渋草 2431 番地	面河支所◎
ぼうさいくまこうげんちょう やくばあいのみね	10W	69.735	相の峰 722 番地	相の峰中継所
ぼうさいくまこうげんちょう やくばみね	1W	68.835	若山 1259 番地	峰中継所

屋外小局

※備考欄◎(連絡通話及びアンサーバック機能付)

局名(名称)		周波数	設置場所	備考
1	にしのに	西の谷	69.735 久万高原町渋草 529 番地	—
2	さとなる	里成	〃 〃 渋草 2257 番地	◎
3	すぎょうの	菅行野	〃 〃 本組 1728 番地	—
4	なるくぼ	成窪	〃 〃 本組 1958 番地	◎
5	ひるの	昼野	〃 〃 中組 773 番地	—
6	ごみ	五味	〃 〃 中組 2027 番地	◎
7	とちはら	栃原	〃 〃 中組 2331 番地	—
8	ひがしかわい	東河合	〃 〃 中組 3106 番地	—
9	こうのこ	河の子	〃 〃 河の子 78 番地	◎
10	あいのき	相の木	68.835 〃 相の木 427 番地	—
11	なががいち	中ヶ市	〃 〃 若山 112 番地	—
12	みつさき	三ツ崎	69.735 〃 中組 2811 番地	—
13	くさはら	草原	68.835 〃 若山 1769 番地	◎
14	かんもん	関門	〃 〃 若山 660 番地	—
15	おおなる	大成	69.735 〃 大成 658 番地	◎
16	とどろ	土泥	〃 〃 渋草 1122 番地	◎
17	みょう	妙	〃 〃 笠方 2939 番地 1	—
18	うめがいちだいいち	梅ヶ市第一	〃 〃 笠方 3222 番地	◎
19	いちくち	市口	〃 〃 笠方 1922 番地	◎
20	こあみ	小綱	〃 〃 笠方 1533 番地	◎
21	われいし	割石	〃 〃 笠方 1641 番地	—
22	ほんむら	本村	〃 〃 前組 1442 番地	—
23	くろたえだいいち	黒妙第一	〃 〃 前組 1785 番地	◎
24	ところやぶ	所藪	〃 〃 前組 186 番地	—
25	にしうら	西浦	〃 〃 前組 2892 番地	◎
26	あいのみね	相の峰	〃 〃 相の峰 342 番地	◎
27	こうぐち	河口	〃 〃 中組 950 番地	—
28	うめがいちだいに	梅ヶ市第二	〃 〃 笠方 2589 番地	—
29	くろたえだいに	黒妙第二	〃 〃 前組 1864 番地	—
30	ふたまたぎ	二又木	〃 〃 前組 899 番地	—

(美川地区)

局名 (呼び出し名称)	空中線電力	周波数	設置場所	
ぼうさいくまこうげんちょう やくばみかわ	0.01W	57.26	久万高原町上黒岩 2923 番地 1	美川支所◎
ぼうさいくまこうげんちょう やくばわらびうち	10W	69.465	上黒岩 3112 番地	蕨内中継所

屋外小局

※備考欄◎ (連絡通話及びアンサーバック機能付)

局名 (名称)		周波数	設置場所	備考
1	みぞおし	水押	69.465 久万高原町東川 3174 番地	◎
2	なかむら	中村	東川 2851 番地	—
3	ひがしがわかみ	東川上	東川 2524 番地	—
4	ひがしがわしも	東川下	東川 1788 番地	—
5	みのがわ	蕨川	東川 5978 番地	—
6	ひがしこみ	東古味	東川 5 番地	—
7	にしこみ	西古味	七鳥 2854 番地	—
8	よこやま	横山	東川 1163 番地	◎
9	たけだに	竹谷	七鳥 1377 番地	◎
10	ながせ	長瀬	七鳥 890 番地	—
11	ななとり	七鳥	七鳥 323 番地	—
12	ぼうさいくまこうげんち つつじょう	筒城	仕出 925 番地 1	—
13	しで	仕出	仕出 1882 番地	—
14	ほどの	程野	有枝 2033 番地	◎
15	ありえだ	有枝	有枝 2915 番地	—
16	うちぶ	内分	有枝 759 番地	—
17	ほんむら	本村	有枝 184 番地	—
18	こうぐち	河口	有枝 93 番地	—
19	なしのさがり	梨の下	大川甲 1870 番地	—
20	しもなか	下中	大川 214 番地 1	—
21	おおがわ	大川	大川 436 番地	◎
22	たどのせ	田渡野瀬	上黒岩 2033 番地	—
23	かみくろいわ	上黒岩	上黒岩 1031 番地	—
24	つつみ	堤	上黒岩 323 番地	—
25	さわたりかみ	沢渡上	沢渡 825 番地	—
26	さわたりしも	沢渡下	沢渡 1144 番地	—
27	なかくろいわ	中黒岩	中黒岩 424 番地	—
28	おおたに	大谷	日野浦 5306 番地	—
29	ひのうら	日野浦	日野浦 7559 番地	—
30	なるご	成河	日野浦 8103 番地	—
31	なるご	成	日野浦 3393 番地	—
32	うまかど	馬門	日野浦 3141 番地	—
33	ふじこそ	藤社	日野浦 2028 番地	—
34	よししげした	栄重下	日野浦 774 番地	—
35	くろふじがわ	黒藤川	黒藤川 1318 番地	◎
36	とろめき	とろめき	黒藤川 4811 番地	—
37	ふたつの	二籠	黒藤川 6344 番地	—
38	おきだわら	置俵	黒藤川 3285 番地	—
39	ながさき	長崎	黒藤川 3941 番地	◎

(柳谷地区)

局名 (呼び出し名称)	空中線電力	周波数	設置場所	
ぼうさいくまこうげんちょう やなだに	5W	57.665	久万高原町柳井川 950 番地	柳谷支所◎
ぼうさいくまこうげんちょう はちちゅうけいしよ	10W	62.96	〃 柳井川 7569 番地	鉢中継所
ぼうさいくまこうげんちょう たかのちゅうけいしよ	10W	61.37	〃 西谷 9931 番地 1	高野中継所

屋外小局

※備考欄◎ (連絡通話及びアンサーバック機能付)

局名 (名称)		周波数	設置場所	備考
1	こみ	古味	61.37 久万高原町西谷 3448 番地	◎
2	みょうがしも	名荷下	〃 〃 西谷 2499 番地	◎
3	たかの	高野	〃 〃 西谷 9699 番地	◎
4	なかくぼ	中久保	〃 〃 西谷 6178 番地	◎
5	よこの	横野	〃 〃 西谷 5851 番地 3	◎
6	たつの	立野	62.96 〃 柳井川 209 番地	◎
7	おおくぼだに	大窪谷	〃 〃 柳井川 1819 番地	◎
8	まつぎ	松木	〃 〃 柳井川 2556 番地	◎
9	こうまえ	川前	〃 〃 柳井川 2823 番地	◎
10	いなむら	稲村	〃 〃 柳井川 8748 番地	◎
11	おちで	落出	〃 〃 柳井川 776 番地	◎
12	ながの	永野	〃 〃 柳井川 3479 番地 1	◎
13	こうぢ	高地	〃 〃 柳井川 5495 番地	◎
14	ももがいち	百ヶ市	〃 〃 柳井川 5813 番地	◎
15	ならやぶ	奈良藪	〃 〃 柳井川 6342 番地	◎
16	かわのうち	川之内	〃 〃 中津 6890 番地	◎
17	あさひ	旭	〃 〃 中津 4344 番地 2	◎
18	やすば	休場	〃 〃 中津 1475 番地	◎
19	なかだ	中田	〃 〃 中津 4658 番地	◎
20	いわがわ	岩川	〃 〃 中津 2477 番地	◎
21	くぼた	窪田	〃 〃 中津 4769 番地	◎
22	いそがなる	磯ヶ成	〃 〃 柳井川 8662 番地	◎
23	はち	鉢	〃 〃 柳井川 7278 番地	◎
24	にしむら	西村	〃 〃 中津 5815 番地	◎
25	ごうかく	郷角	61.37 〃 西谷 12912 番地	◎
26	ほんたに	本谷	〃 〃 西谷 12117 番地	◎
27	こむら	小村	〃 〃 西谷 10952 番地	◎
28	おおなる	大成	〃 〃 西谷 10171 番地 1	◎
29	みょうがかみ	茗荷上	〃 〃 西谷 1968 番地	◎
30	すぎよう	菅行	〃 〃 西谷 4249 番地	◎
31	いぶし	猪伏	〃 〃 西谷 9111 番地	◎

(2) 移動系

ア 久万高原町消防団

団 長	ぼうさいくまこうげんちょう	2
副団長	〃	3

消防主任	ぼうさいくまこうげんちょう	8
水防指令車	〃	14

久万方面隊	久万方面隊長	ぼうさいくまこうげんちょう	3
--------------	--------	---------------	---

第1分団	分団長	ぼうさいくまこうげんちょう	100	
	副分団長	〃	110	
	第1部	消防団車両	(東明神)	101
		部 長	ぼうさいくまこうげんちょう	115
	第2部	消防団車両	(西明神・入野)	102
		部 長	ぼうさいくまこうげんちょう	125
第3部	消防団車両	久万(住安・本町・桂町・古町・辻) 菅生(北村・東国・槻ノ沢)	103	
	部 長	ぼうさいくまこうげんちょう	135	
第3分団	分団長	ぼうさいくまこうげんちょう	300	
	副分団長	〃	310	
	第1部	消防団車両	(下畑野川)	301
		部 長	ぼうさいくまこうげんちょう	315
	第2部	消防団車両	(上直瀬)	302
		部 長	ぼうさいくまこうげんちょう	325
	第3部	消防団車両	(下直瀬)	303
		部 長	ぼうさいくまこうげんちょう	335
	第4部	消防団車両	(上畑野川)	304
		部 長	ぼうさいくまこうげんちょう	345

第2分団	分団長	ぼうさいくまこうげんちょう	200	
	副分団長	〃	210	
	第1部	消防団車両	久万(福井町・曙町・緑ヶ丘・旭が丘) 菅生(中の上・中の下・中通・東国)	201
		部 長	ぼうさいくまこうげんちょう	215
	第2部	消防団車両	(上野尻・下野尻・菅生宮ノ前)	202
		部 長	ぼうさいくまこうげんちょう	225
第3部	消防団車両	(中野村・楨谷)	203	
	部 長	ぼうさいくまこうげんちょう	235	
第4分団	分団長	ぼうさいくまこうげんちょう	400	
	副分団長	〃	410	
	第1部	消防団車両	二名(東条・黒沢・中条・上厚・帯石・富重・瀬戸)	401
		部 長	ぼうさいくまこうげんちょう	415
	第2部	消防団車両	二名(永久・徳好・宮成・森田・由良野)	402
		部 長	ぼうさいくまこうげんちょう	425
	第3部	消防団車両	(露峰橋詰・父野川)	403
		部 長	ぼうさいくまこうげんちょう	435
	第4部	消防団車両	(露峰)	404
		部 長	ぼうさいくまこうげんちょう	445

面河方面隊	面河方面隊長	ぼうさいくまこうげんちょうおもご	26
--------------	--------	------------------	----

第1分団(杣野)	分団長	ぼうさいくまこうげんちょうおもご	27	
	副分団長	〃	17	
	第1部	消防団車両	(渋草・大成)	1
		部 長	ぼうさいくまこうげんちょうおもご	11
	第2部	消防団車両	(笠方)	3
		部 長	ぼうさいくまこうげんちょうおもご	13
第3部	消防団車両	(前組・相の峰)	6	
	部 長	ぼうさいくまこうげんちょうおもご	16	

第2分団(大味川)	分団長	ぼうさいくまこうげんちょうおもご	25	
	副分団長	〃	24	
	第1部	消防団車両	(本組)	2
		部 長	ぼうさいくまこうげんちょうおもご	12
	第2部	消防団車両	(中組・河の子)	4
		部 長	ぼうさいくまこうげんちょうおもご	14
第3部	消防団車両	(相の木・若山)	5	
	部 長	ぼうさいくまこうげんちょうおもご	15	

美川方面隊	美川方面隊長	ぼうさいくまこうげんちょうみかわ	21
--------------	--------	------------------	----

第1分団	分団長	ぼうさいくまこうげんちょうみかわ (大川・有枝・上黒岩・中黒岩・沢渡)	22
	分団長	ぼうさいくまこうげんちょうみかわ (仕出・東川・七鳥・西古味・東古味・横山・中村・水押)	23
第3分団	分団長	ぼうさいくまこうげんちょうみかわ (日野浦・栄重・釣井・中組・上・宮成・二籠・置俵・長崎)	24

柳谷方面隊	柳谷方面隊長	ぼうさいくまこうげんちょうやなだに	56
--------------	--------	-------------------	----

第1分団 (柳井川)	分団長	ぼうさいくまこうげんちょうやなだに	54	
	副分団長	〃	53	
	第1部	消防団車両	〃 (3班車両)	23
		消防団車両	〃 (4班車両)	24
		部長	〃	55
		3班長	〃 (落出)	57
	第2部	4班長	〃 (立野・松木・大窪谷・川前)	52
		消防団車両	〃 (1班車両)	21
		消防団車両	〃 (2班車両)	22
		消防団車両	〃 (5班車両)	25
		部長	〃	60
		1班長	〃 (高地・百ヶ市・奈良藪)	58
	2班長	〃 (鉢・磯ヶ成・稲村)	61	
	5班長	〃 (永野)	62	

第2分団 (西谷)	分団長	ぼうさいくまこうげんちょうやなだに	73	
	副分団長	〃	64	
	第1部	消防団車両	〃 (1班車両)	26
		消防団車両	〃 (2班車両)	27
		部長	〃	68
		1班長	〃 (郷角・本谷・小村・大成)	65
	第2部	2班長	〃 (名荷上・名荷下)	67
		消防団車両	〃 (3班車両)	28
		消防団車両	〃 (4班車両)	29
		部長	〃	74
		3班長	〃 (古味・菅行)	69
		4班長	〃 (中久保・横野・高野・猪伏)	70
	第3分団 (中津)	分団長	ぼうさいくまこうげんちょうやなだに	77
		副分団長	〃	75
第1部		消防団車両	〃 (1班車両)	30
		消防団車両	〃 (2班車両)	31
		消防団車両	〃 (3班車両)	32
部長		〃	81	
1班長		〃 (旭・休場)	78	
2班長		〃 (岩川・中田)	76	
3班長	〃 (窪田・西村・川之内)	80		

7 住民基礎データ

(人口：人、世帯：戸)

	地 区	15 歳未満	15 歳～64 歳	65 歳以上	地区人口	世帯数
久万地区	東明神	23	194	214	431	226
	西明神	10	81	86	177	91
	入野	67	332	191	590	285
	久万	127	644	419	1,190	605
	上野尻	73	301	236	610	283
	下野尻	2	17	25	44	24
	菅生	98	405	322	825	422
	上畑野川	7	82	121	210	118
	下畑野川	56	225	191	472	235
	直瀬	28	208	261	497	263
	二名	13	103	135	251	136
	露峰	35	158	139	332	170
	父野川	14	28	38	80	36
面河地区	前組	1	18	28	47	27
	相の峰	0	1	16	17	12
	笠方	0	16	27	43	29
	渋草	15	61	79	155	90
	大成	0	0	3	3	2
	本組	5	39	39	83	47
	中組	5	46	60	111	56
	河の子	0	2	5	7	5
	相の木	0	5	8	13	8
	若山	1	25	37	63	40
美川地区	日野浦	6	75	143	224	130
	大川	3	49	76	128	74
	有枝	4	32	45	81	46
	上黒岩	17	121	95	233	119
	中黒岩	0	18	38	56	35
	仕出	4	21	35	60	31
	七鳥	8	66	106	180	103
	東川	9	95	171	275	153
	黒藤川	1	43	116	160	106
	沢渡	0	15	20	35	19
柳谷地区	柳井川	6	106	198	310	189
	西谷	8	47	133	188	117
	中津	11	96	138	245	142

[資料：久万高原町、平成30年4月1日]

8 区域内の道路網一覧

(1) 一次緊急輸送道路

	管理区分	路線名	久万高原町経路		備考
			起点	～ 経由 ～ 終点	
①	国	一般国道 33 号	中津(高知県)	～ 東明神(松山市境)	高知県境から松山市境まで ※平成 27 年 4 月 1 日指定の国道 33 号分
②	県	一般国道 380 号	父野川(内子町境)	～ 露峰	内子町境から国道 33 号まで
③	県	一般国道 440 号	東明神	～ 松山市境	※平成 27 年 4 月 1 日、旧国道 33 号愛媛県移管分
④	県	一般国道 494 号	渋草	～ 東川	渋草から東古味まで
⑤	県	(主)西条久万線	東川	～ 七鳥	④(東古味側)から滝渡瀬橋まで
⑥	県	(一)東川上黒岩線	東川	～ 上黒岩	④(東古味側)から国道 33 号まで
⑦	県	(一)柳谷美川線	日野浦	～ 中黒岩	美川スキー場から国道 33 号まで

[資料：久万高原町地域防災計画（平成 30 年 3 月修正）]

(2) 二次緊急輸送道路

	管理区分	路線名	久万高原町経路		備考
			起点	～ 経由 ～ 終点	
⑧	県	一般国道 440 号	柳井川	～ 西谷(高知県境)	ループ橋から高知県境まで
⑨	県	一般国道 494 号	笠方	～ 渋草	東温市境から一次緊急輸送道路④(渋草側)まで
			東川	～ 東川(高知県境)	一次緊急輸送道路④(東古味側)から高知県境まで
⑩	県	(主)西条久万線	七鳥	～ 久万	一次緊急輸送道路⑤(七鳥側)から国道 33 号まで

[資料：久万高原町地域防災計画（平成 30 年 3 月修正）]

(3) 県道

路線No.	路線名	久万高原町経路		備考
		起点	～ 経由 ～ 終点	
12	(主)西条久万線	土小屋	～ 東古味～久万	
36	(主)野村柳谷線	西谷	～ 西予市境	
42	(主)久万中山線	露峰	～ 二名(宮成)	
52	(主)小田柳谷線	西谷	～ 内子町境	
153	(一)落合久万線	笠方	～ 下野尻	
209	(一)美川松山線	有枝	～ 上畑野川	
210	(一)美川川内線	日野浦	～ 直瀬(永子)	
211	(一)美川小田線	大川	～ 内子町境	
212	(一)東川上黒岩線	上黒岩	～ 七鳥	
220	(一)上尾峠久万線	二名(瀬戸)	～ 二名(宮成)	
303	(一)猪伏西谷線	西谷(猪伏)	～ 西谷(古味)	
341	(一)直瀬渋草線	下直瀬	～ 渋草	
328	(一)柳谷美川線	西谷	～ 中黒岩	

[資料：久万高原町地域防災計画（平成 30 年 3 月修正）]

9 輸送力一覧

(1) 町有車両一覧表

管 理 課	車 種	台数	備 考
総 務 課	中型バス	1	41人乗
本庁	マイクロバス	2	29人乗
	普通乗用車	4	10人乗他
	普通乗用車	3	5人乗
	普通貨物車	2	1t車他
	軽乗用車	4	4人乗
	軽貨物車	6	
	普通特殊	3	災害対策車他
面河支所	普通乗用車	1	
	軽乗用車	1	4人乗
美川支所	普通貨物車	1	5人乗
	軽貨物車	1	4人乗
	特殊車両	1	4tダンプ
柳谷支所	軽乗用車	1	4人乗
	軽貨物車	1	軽トラック
保健福祉課	軽乗用車	5	4人乗
保健センター	軽乗用車	3	4人乗
	軽貨物車	2	4人乗
ささゆり荘	軽貨物車	1	軽トラ
	普通特殊	3	入居者移動用
ふるさと創生課	軽乗用車	1	4人乗
道の駅	軽貨物車	1	4人乗
	普通乗用車	1	5人乗
	普通特殊	1	冷蔵車
	普通貨物車	1	1t車
地域おこし協力隊	軽貨物車	2	4人乗
山岳博物館	軽貨物車	1	4人乗
美術館	普通乗用車	1	

管 理 課	車 種	台数	備 考
農業戦略課			
農業公園	軽乗用車	1	4人乗
	普通貨物車	2	1t車他
林業戦略課	軽乗用車	1	4人乗
建設課	普通貨物車	2	5人乗
	軽乗用車	1	4人乗
	軽貨物車	1	軽トラック
環境整備課	特殊車両	3	ハッパ車他
		1	ユニック付
	普通貨物車	5	2t車他
	軽貨物車	2	軽トラック他
教育委員会	普通貨物車	1	10人乗
	普通乗用車	1	8人乗
	普通乗用車	1	5人乗
	普通貨物車	1	1t車
図書館 久万給食センター 美川給食センター B & G	普通貨物車	1	移動図書車
	軽貨物車	1	軽トラック
	普通貨物車	1	給食運搬
	普通貨物車	2	
病院事業等統括事務局			
診療所	普通乗用車	3	患者送迎用

[資料：久万高原町地域防災計画（平成30年3月修正）]

(2) 運送業者及び車両一覧表

ア 人員輸送業者

業者名	住所	電話	備考
伊予鉄南予バス(株)久万営業所	久万 560-1	21-0018 (FAX 兼用)	
(有)久万高原バス	菅生 2-1404-1	21-0410	
面河タクシー(有)	久万 869	21-1220	
(有)美川タクシー	中黒岩 1793	56-0001	
柳谷産業開発公社	中津 7027-2	54-2518	

[資料：久万高原町地域防災計画(平成30年3月修正)]

イ 物資輸送業者

業者名	住所	電話	備考
久万運送(有)	上野尻甲 118-3	21-0037	
久万山運送	久万 397-2	21-2009	
ヤマト運輸(株)久万センター	上野尻甲 310-1	080-5044-9661	
直瀬運送(有)	直瀬甲 2859-2	31-0001	
上浮穴陸運(有)	中黒岩 2152	56-0322	
久万興産(有)	久万 795	21-2041	
中予砕石(株)久万工場	入野 1090-2	50-0111	
(有)大宝砕石工業	菅生 2-1370	21-2210	

[資料：久万高原町地域防災計画(平成30年3月修正)]

(3) ヘリコプター発着場一覧表

No.	区分	名称	所在地	位置 (WGS84)		
				緯度	経度	
久万地区	1	A	笛ヶ滝公園ラグビー場 (笛ヶ滝ラグビー場)	上野尻甲 970-3	33° 39' 01"	132° 54' 03"
	2	B (準)	畑野川小学校 (同左)	上畑野川 521	33° 41' 11"	132° 55' 30"
	3	B (準)	千本高原グラウンド (同左)	下畑野川乙 250-1	33° 40' 27"	132° 55' 07"
	4	A	久万公園グラウンド (同左)	菅生 2 番耕地 1644-1	33° 39' 52"	132° 54' 23"
	5	A	久万高原ラグビー場 (久万ラグビー場)	菅生 3 番 耕地 589 番地 5	33° 39' 10"	132° 54' 33"
	6	C	槇谷分校跡 (同左)	菅生 5 番耕地 484-2	33° 39' 09"	132° 57' 23"
	7	B (適)	父二峰HP (同左)	露峰 378	33° 36' 48"	132° 53' 14"
	8	B (準)	明神小学校	東明神 698-1	33° 40' 51"	132° 53' 06"
	9	B (準)	直瀬小学校	直瀬 3974-3	33° 41' 59"	132° 57' 53"
	10	B (適)	久万高原消防HP	下野尻 33 番地	33° 38' 27"	132° 54' 35"
面河地区	11	C	大成神社 (同左)	大成 633	33° 41' 55"	133° 03' 14"
	12	A	面河ダム (同左)	笠方 1261 番地他	33° 44' 12"	133° 01' 13"
	13	B (準)	面河小学校 (面河中学校)	渋草 2314	33° 41' 15"	133° 01' 59"
	14	B (準)	面河小学校跡	中組 950-1	33° 40' 36"	133° 02' 13"
	15	B (適)	相ノ峰HP	相ノ峰	33° 41' 36"	133° 00' 11"
美川地区	16	A	美川中学校 (同左)	上黒岩 2890	33° 36' 56"	132° 58' 25"
	17	B (適)	二籠HP (二籠小学校)	黒藤川 6332	33° 36' 07"	133° 00' 57"
	18	B (適)	美川スキー場駐車場 (同左)	日野浦大谷 4381	33° 35' 06"	132° 56' 50"
	19	B (準)	仕七川小学校 (同左)	東川 207	33° 38' 11"	133° 00' 14"
	20	B (準)	山村広場 (同左)	東川 428	33° 38' 25"	133° 00' 29"
	21	B (適)	日野浦HP	日野浦 3376-1	33° 35' 17"	132° 59' 20"
	22	B (適)	黒藤川HP	黒藤川 1086	33° 34' 30"	133° 00' 22"
柳谷地区	23	A	柳谷小学校 (柳谷中学校)	柳井川 3542	33° 32' 17"	133° 00' 04"
	24	B (適)	姫鶴運動場 (同左)	西谷 8117 番地	33° 28' 04"	132° 57' 47"
	25	B (準)	四国電力HP (同左)	西谷 13287・13295	33° 31' 50"	132° 58' 34"
	26	B (適)	中久保HP (中久保林道)	西谷 5553 地内	33° 29' 40"	132° 56' 38"
	27	B (適)	休場HP	中津 1739	33° 32' 24"	133° 03' 16"
	28	B (適)	川成HP	西谷 7217	33° 29' 33"	132° 55' 51"
石鎚	29	B (適)	石鎚山土小屋第2駐車場 (同左)	土小屋第2駐車場	33° 45' 30"	133° 08' 43"
	30	B (準)	石鎚スカイライン中間展望台 (同左)	石鎚スカイライン中間点	33° 44' 34"	133° 07' 38"

A:地域拠点飛行場外離着陸場

航空法第79条ただし書きにもとづき、国土交通大臣の許可を常時得た場外離着陸場で、平時の訓練及び緊急患者搬送や災害時などに即応して、直ちに使用できる状態を確保している場外離着陸場。

B:緊急時離着陸場

事故もしくは災害発生時等緊急時に使用する離着陸場。

(適): 離着陸に関し散水の必要がない場所 (準): 離着陸に関し散水が必要な場所

C:孤立地区対策緊急時離着陸場

町が孤立地区対策として指定する離着陸場で、事故もしくは災害発生時等緊急時に離着陸し、またはホイストにより吊り上げを行う緊急時の離着陸場。

※名称欄の()は、愛媛県地域防災計画(平成29年3月修正)に記載されている名称。

HP:ヘリポートの略

[資料:久万高原町地域防災計画(平成30年3月修正)]

10 避難施設一覧

(1) 県指定避難施設（久万高原町）

施設名	所在地	電話	ゲラント [△] 等	建物	避難可能人員		給食 施設	備考
			面積 (㎡)	面積 (㎡)	屋内			
林業研究センター	菅生 2-280-38	21-2266	6,400	450	225	3,200	有	
久万高原庁舎	久万 571-1	21-1210	864	1,852	926	432	有	
県立上浮穴高等学校	上野尻甲 486	21-1205	10,667	9,846	4,923	5,333	有	
明神小学校	東明神 698-1	21-1058	3,942	2,263	1,132	1,971	有	
久万中学校	久万 600	21-0013	9,780	5,647	2,824	4,890	有	
久万公園グラウンド	菅生 2-1644-1	21-2808	14,415			7,208	有	
久万町民館	久万 188	21-0139		1,500	750		有	
産業文化会館	久万 188	21-2061		4,094	2,047		有	
久万小学校	上野尻甲 846	21-1122	4,320	3,948	1,951	2,160	有	
畑野川小学校	上畑野川甲 521-1	41-0203	4,866	2,199	1,100	2,433	有	
直瀬小学校	直瀬甲 3974-3	31-0040	3,557	2,113	1,057	1,779	有	
父二峰小学校	露峰甲 364	21-1633	7,930	2,039	1,020	3,965	有	
面河住民センター	渋草 2431	58-2111		1,331	666		有	福祉 避難所
美川南分館	日野浦 3376		2,878	854	427	1,438	有	
美川農村環境 改善センター	上黒岩 2923-1	56-0041		1,535	768		有	
美川中学校	上黒岩 2890	56-0134	8,166	2,977	1,489	4,083	有	
美川小学校	大川 4333	56-0693	2,948	2,103	1,052	1,474	有	
黒藤川分館	黒藤川 1086	56-0834	3,056	868	434	1,528	有	
仕七川小学校	東川 207-1	57-0381	3,744	2,237	1,119	1,872	有	
ふるさと創造の館 こかげ	柳井川 950	54-2121		2,325	1,163		有	福祉 避難所
柳谷小学校	柳井川 3537	54-2523	5,496	3,671	1,836	2,748	有	
西谷分館	西谷 10203-1	55-0022	324	785	393	162	有	
中津分館	中津 4726	54-2759	565	1,662	831	283	有	

※ 詳細はデータベースによる

(2) 町指定避難所一覧

施設名	住所（管理担当連絡先）	指定緊急避難場所との重複	福祉避難所	想定収容人数
明神小学校	東明神甲 698-1 (21-1058)	○		230人
西明神高齢者創作館	西明神 315 (21-2248)	○		100人
入野福祉館	入野 277 (21-1744)	○		70人
久万中学校	久万 600 (21-0013)	○		520人
久万分館	久万 483 (21-0236)	○		60人
久万町民館	久万 188 (21-0139)	○		190人
産業文化会館	久万 188 (21-0139)	○		70人
松山市農協久万支所	久万 1416 (21-1245)	○		310人
久万保健センター	久万 65-1 (21-2700)		○	70人
ささゆり荘	菅生 2-626 (21-0083)		○	60人
久万小学校	上野尻甲 846 (21-1122)	○		360人
愛媛県立上浮穴高等学校	上野尻甲 486 (21-1205)	○		520人
野尻分館	上野尻甲 190 (21-1889)	○		80人
B&G 海洋センター	菅生 2-1644-1 (21-2808)	○		590人
畑野川小学校	上畑野川甲 521-1 (41-0203)	○		210人
ふるさと旅行村	下畑野川乙 488 (41-0711)	○		110人
直瀬住民センター	直瀬甲 2881-1 (31-0453)	○		80人
直瀬小学校	直瀬甲 3974-3 (31-0040)	○		230人
下直瀬ふれあい館	直瀬甲 5104 (31-0452)	○		230人
ほたる交流館	二名甲 291-1 (21-1111)	○		50人
二名体育館	二名甲 2361 (21-0139)	○		300人
父二峰小学校	露峰甲 364 (21-1633)	○		230人
落合ふれあい館	露峰甲 2519-4 (21-2190)	○		240人
前組分館	前組 1773 (58-2853)	○		120人
相の峰分館	相の峰 342 (58-2489)	○		50人
笠方分館	笠方 1923-1 (58-2745)	○		60人
面河小学校	渋草 2314 (58-2043)	○		450人
面河住民センター	渋草 2431 (58-2111)	○		240人
おもご高齢者支援ハウス	渋草 2310 (50-1833)		○	70人
城山分館	本組 956 (21-0139)	○		70人
中組分館	中組 2424 (58-2798)	○		50人
若山分館	若山 703-1 (58-2675)	○		40人
美川南分館	日野浦 3376 (21-0139)	○		230人
美川農村環境改善センター	上黒岩 2923-1 (56-0211)	○		270人
久万高原町社会福祉協議会本所	上黒岩 2920-1 (56-0750)		○	70人
美川小学校	大川 4333 (56-0693)	○		220人
美川中学校	上黒岩 2890 (56-0134)	○		320人
道の駅「みかわ」	上黒岩 2840-1 (56-0330)	○		90人

施設名	住所（管理担当連絡先）	指定緊急避難場所との重複	福祉避難所	想定収容人数
黒藤川分館	黒藤川 1086 (56-0834)	○		250 人
二箇分館	黒藤川 6332 (21-0139)	○		230 人
仕七川小学校	東川 207-1 (57-0381)	○		230 人
東川健康増進センター	東川 4900-1 (57-0382)	○		230 人
柳谷小学校	柳井川 3542 (54-2115)	○		270 人
柳井川集会所	柳井川 786-2 (54-2160)	○		120 人
ふるさと創造の館こかげ	柳井川 950 (54-2121)		○	310 人
下四組集会所	西谷 11748 (21-1111)	○		30 人
西谷分館	西谷 10203-1 (55-0022)	○		390 人
古味多目的集会所	西谷 3440 (21-1111)	○		80 人
中津分館	中津 4726 (54-2759)	○		40 人
旭健康増進センター	中津 4346 (54-2947)	○		230 人

[資料：久万高原町地域防災計画（平成 30 年 3 月修正）]

11 備蓄物資、調達可能物資一覧

緊急援護備蓄物資一覧表

(1) 資器材

(平成31年1月1日現在)

保管場所 久万高原町消防本部 (下野尻)

久万高原町消防署美川支署 (上黒岩)

器 材 名	規 格	装 備 品		配 置 年
		本 部	美 川	
レスキューキット			4	
万能斧			3	
バール			5	
ハンマー			3	
のこぎり			5	
つるはし			5	
スコップ	剣先		9	
スコップ	角先		2	
金切り鋸			5	
リヤカー	携帯用折りたたみ		2	
石油ファンヒーター	トヨトミ LC-SHB40D	2		H25
石油ストーブ	トヨトミ KS-67F	3		H25
レイニーメガホン	TS-513L	5		H25

(2) 援護物資

	品 名	規 格	数 量		配 置 年
			久 万	美 川	
食 料 品	アルファーマ	五目ごはん	50 食		H30
	アルファーマ	ドライカレー	50 食		
	生命のパン	オレンジ	24 食		
	生命のパン	ホワイトチョコ&ストロベリー	24 食		
	新食缶ベーカリー	コーヒー	24 食		
	新食缶ベーカリー	黒糖	24 食		
	缶詰	牛肉大和煮	48 缶		
	缶詰	さんま味噌煮	48 缶		
	美味しい防災食	ラーメン	50 食		

12 医療機関及び救護班一覧

(1) 医療機関のリスト

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産 施設の 有無	救護 班数
国民健康保険 久万高原町立病院	791-1201	久万高原町久万 65	21-1120	77 (77)	—	1
国民健康保険 面河診療所	791-1701	久万高原町渋草 2474	58-2016	9 ※休床 (9)	—	1

[資料：久万高原町地域防災計画（平成 30 年 3 月修正）]

(2) その他町内医療施設一覧

類 型	名 称	所 在 地	連絡先	備 考
医 院	西本医院	久万 292-6	0892-21-1135	マリナ会（19床あり）
〃	直瀬クリニック	直瀬甲 2881	0892-31-0011	
〃	みかわクリニック	上黒岩 2920	0892-56-0908	（19床あり）
〃	吉村医院	柳井川 849-2	0892-54-2050	
診療所	父二峰診療所	露峰甲 415-2	0892-21-1637	国民健康保険
〃	面河診療所前組出張所	前組 1774	0892-58-2016	〃

[資料：久万高原町地域防災計画（平成 30 年 3 月修正）]

13 火葬場等一覧

(1) 火葬場のリスト

平成 31 年 1 月現在

管轄 保健所	名 称	所 在 地	設置者 氏名	面積 (㎡)		処理能力		建設 年度
				敷地	施設 (※1)	炉 基 数	最大 (体/日) (※2)	
松山	久万高原町立斎場	久万高原町久万 1618	久万高原 町長	2,301	257	2	4	S54

※1：延べ床面積を記載

※2：通常使用時間における処理能力を記載

[資料：久万高原町地域防災計画（平成 30 年 3 月修正）]

(2) 町内環境衛生施設一覧

類 型	名 称	所 在 地	連絡先	備 考
ごみ処理場	環境衛生センター	露峰乙 3177	0892-21-0195	し尿 25kl/日
し尿汲取り	久万清掃	入野 1227-1	0892-21-0251	町からの業務委託
	(株) みかわ	上黒岩 2923-1	0892-56-0211	町からの業務委託
水道組合	上下水道管工事協同組合	久万 223-1	0892-21-2268	役場本庁職員駐車場横

[資料：久万高原町地域防災計画（平成 30 年 3 月修正）]

資料4 協定、条例及び要綱

1 久万高原町国民保護対策本部条例

○久万高原町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月28日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、久万高原町国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)及び久万高原町緊急対処事態対策本部(以下「緊急対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 副本部長(法第28条第5項の副本部長をいう。以下同じ。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を図るため、必要に応じ、会議を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 法第28条第8項の規定により現地対策本部を置いたときは、これに現地対策本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急対策本部について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、対策本部及び緊急対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 久万高原町国民保護協議会条例

○久万高原町国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 28 日

条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。)第 40 条第 8 項の規定に基づき、久万高原町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び委員)

第 2 条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 自衛隊に所属する者のうちから、町長が任命する者
 - (2) 愛媛県職員のうちから、町長が任命する者
 - (3) 副町長
 - (4) 教育長
 - (5) 消防長又はその指名する消防吏員
 - (6) 町長が町職員のうちから任命する者
 - (7) 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- 6 委員の数は、上記に掲げる者のうちから、20 名以内とする。
- 7 委員の任期は、2 年とし、再任することを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則(平成 19 年 1 月 4 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

3 武力攻撃災害時等の配備体制とその基準

種類	配備区分	配備基準	配備体制	配備要員等	
武力攻撃事態等 (緊急対処事態)	事態認定前	担当課(班)体制	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制(事務局判断)	総務課職員及び各班本部連絡員	
		緊急事態連絡室体制	町の全課室での対応が必要な場合	事態の状況を踏まえ、その都度町長が判断 【3段階の体制】	・あらかじめ指名された概ね1/3の職員 ・あらかじめ指名された概ね2/3の職員 ・全職員
	事態認定後	緊急事態連絡室体制	国から国民保護対策本部設置の通知がない場合	事態の状況を踏まえ、その都度町長が判断 【3段階の体制】	・あらかじめ指名された概ね1/3の職員 ・あらかじめ指名された概ね2/3の職員 ・全職員
		国民保護対策本部体制	国から国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	武力攻撃事態等に対し、町の全力をあげて国民保護措置を実施する体制	全職員

資料5 様式

1 安否情報様式

1-1 【様式第1号】(第1条関係) 安否情報の収集様式(避難住民・負傷住民)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他 ()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷 (疾病) の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居人からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

1-2 【様式第2号】(第1条関係) 安否情報の収集様式(死亡住民)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

市町村名：久万高原町 担当者名： _____

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
久万高原町長 殿		
申 請 者		
住所(居所) _____		
氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項に規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○をつけて下さい。③の場合、理由を記入願います)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
久万高原町長		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

2 火災・災害等即報様式

2-1 第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	愛媛県
市町村 (消防本部名)	久万高原町 (久万高原町消防本部)
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			
出火日時 (覚知日時)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数 } 計 棟 全焼棟 } 半焼棟 } 部分焼ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損床面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部 (署) 消防団 その他 (消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

2-2 第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	愛媛県
市 町 村 (消防本部名)	久万高原町 (久万高原町消防本部)
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	[レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他]			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1危険物 2指定可燃物 3高压ガス 4可燃性ガス 5毒劇物 6RI等 7その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設 の区分				
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	人(人)	
			重症	人(人)	
			中等症	人(人)	
			軽症	人(人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出 場 機 関	自衛防災組織	人	出場資機材	
		共同防災組織	人		
		そ の 他	人		
	消 防 団	消防本部 (署)	台	人	
		消 防 団	台	人	
		消防防災ヘリコプター	機	人	
		海上保安庁	人		
		自 衛 隊	人		
		そ の 他	人		
警戒区域の設定	月 日 時 分				
使用停止命令	月 日 時 分				
災害対策本部等 の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2-3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	愛媛県
市町村 (消防本部名)	久万高原町 (久万高原町消防本部)
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等 人（ 人）		
	計 人	{ 重症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽症 人（ 人）		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数（見込）		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

（注）負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

2-4 第4号様式(その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	愛媛県
市 町 村 (消防本部 名)	久万高原町 (久万高原町消防本部)
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	人的 被害	死者	人	重傷	人	住家 被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟
							一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の 活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等 について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣 要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

2-5 第4号様式】(その1) 別紙

都道府県名：愛媛県（久万高原町）

(避難勧告等の発令状況)

市町村	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時
久万高原町									

※ 対象世帯数を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること

2-5 第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県		愛媛県		区 分			被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名 第 報			そ	田	流失・埋没	ha		
	(月 日 時現在)					冠 水	ha		
報 告 者 名	久万高原町			畑		流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
	区 分		被 害	の		文 教 施 設	箇所		
							病 院	箇所	
人 的 被 害 者	死 者	人		他		道 路	箇所		
	行 方 不 明 者	人					橋 り よ う	箇所	
	負 傷 者	重 傷	人					河 川	箇所
		軽 傷	人					港 湾	箇所
住 家 被 害	全 壊	棟				砂 防	箇所		
		世帯				清 掃 施 設	箇所		
		人				崖 く ず れ	箇所		
	半 壊	棟					鉄 道 不 通	箇所	
		世帯					被 害 船 舶	隻	
		人					水 道	戸	
	一 部 破 損	棟					電 話	回線	
		世帯					電 気	戸	
		人					ガ ス	戸	
	床 上 浸 水	棟					ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
		世帯							
		人							
床 下 浸 水	棟					り 災 世 帯 数	世帯		
	世帯					り 災 者 数	人		
	人								
非 住 家	公 共 建 物	棟		火 災 発 生		建 物	件		
						危 険 物	件		
	そ の 他	棟					そ の 他	件	

区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村	
公 立 文 教 施 設	千 円				
農 林 水 産 業 施 設	千 円				
公 共 土 木 施 設	千 円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円				
小 計	千 円				
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体				
そ の 他	農 業 被 害	千 円	災 害 適 用 市 町 村 名 救 助 法	計	団 体
	林 業 被 害	千 円			
	畜 産 被 害	千 円			
	水 産 被 害	千 円			
	商 工 被 害	千 円			
	そ の 他	千 円			
被 害 総 額		千 円	1 1 9 番 通 報 件 数 件		
災 害 の 概 況					
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣	その他			

※ 1 被害額は省略することができるものとする。

※ 2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

火災等要領

次の火災及び事故については、第1号様式又は第2号様式を用いて報告をすること。

一般基準	
<ul style="list-style-type: none"> ① 死者が3人以上生じたもの ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの 	
個別基準	
建物火災	<ul style="list-style-type: none"> ① 特定防火対象物で死者の発生した火災 ② 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災特定違反對象物の火災 ④ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ⑤ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ⑥ 損害額1億円以上と推定される火災
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ① 焼損面積10ヘクタール以上と推定される火災 ② 空中消火を要請又は実施した火災 ③ 住宅等へ延焼するおそれがある火災
交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> ① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響度が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 特殊な原因による火災 ② 特殊な態様の火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	<ul style="list-style-type: none"> ① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③ 特定事業所内の火災（①以外のもの）
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ④ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑤ 海上、河川への危険物流出事故 ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故
原子力災害等	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの
消防職団員の消火活動等に伴う重大事故	
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

救急・救助事故・武力攻撃災害等即報

次の事故等については、第3号様式にて報告をすること。

救急救助事故
① 死者5人以上の救急事故 ② 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ③ 要救助者が5人以上の救助事故 ④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 ⑤ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ⑥ 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ⑦ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ⑧ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
武力攻撃災害等
① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ② 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

災害即報

次に該当する災害については、第4号様式(その1)又は第4号様式(その2)にて報告をすること。
 なお、管内の市区町村において、避難指示(緊急)、避難勧告又は避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合は、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

一般基準	
① 災害救助法の適用基準に合致するもの ② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪等) 津波に関する特別警報(大津波警報) 火山に関する特別警報(噴火警報(居住地域)) 地震(地震動)に関する特別警報(予想される地震動の大きさが震度6弱以上)) ⑤ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準(一般基準に該当しないもの)	
地震	① 震度5弱以上を記録したもの(震度6弱以上については、特別警報に該当) ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
津波	① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの(大津波警報については、特別警報に該当) ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
風水害	① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
雪害	① 積雪、雪崩等より、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
火山災害	① 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの(噴火警報(居住地域)については、特別警報に該当) ② 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

※ 特別警報、津波警報、津波注意報及び噴火警報(火口周辺)が発表された場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市町村及び都道府県が講じた応急対策等について報告すること。

3 特殊標章等様式

3-1 特殊標章身分証明書 (第2条関係)

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

表面

	久万高原町長	
身分証明書 IDENTITYCARD		
国民保護措置に係る職務を行う者用 forcivildefensepersonnel		
名前/Name		
生年月日/Dateofbirth		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議案書I)によって保護される。</p> <p>TheholderofthiscardisprotectedbytheGenevaConventionsof12August1949andbytheProtocolAdditionaltotheGenevaConventionsof12August1949, andrelatingtotheProtectionofVictimsofInternationalArmedConflicts(ProtocolI) inhiscapacityas</p>		
交付等の年月日/Dateofissue 証明書番号/No. ofcard		
許可権者の署名/Signatureofissuingauthority		
有効期間の満了日/Dateofexpiry		

身分証明書
裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
<p>その他の特徴又は情報/Otherdistinguishingmarksofinformation:</p> <p>血液型/Bloodtype.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		
<p>所持者の写真/PHOTOOFHOLDER</p>		
<p>印章/Stamp</p>	<p>所持者の署名/Signatureofholder</p>	

3-2 様式第1号（第4条関係）特殊標章等に係る交付又は使用許可申請書

交 付
特殊標章等に係る 申請書
使 用 許 可

年 月 日

久万高原町長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年.....月.....日
申請者の連絡先 住 所： 電話番号： E-mail：	
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： (Rh 因子.....)	

写 真
縦4×横3cm

(身分証明書の交付
又は使用許可の場
合のみ)

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

.....

.....

(許可権者使用欄)

資 格：

証明書番号： 交付等の年月日：

有効期間の満了日：

返納日：

3-3 様式第2号（第4条関係）特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資格	交付等の年月日	有効期間の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考

3-4 様式第3号（第9条関係）特殊標章再交付申請書

特殊標章再交付申請書

久万高原町長 様	年 月 日
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況（破損等の理由） 4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3-5 様式第4号（第12条関係）身分証明書再交付申請書

身分証明書再交付申請書

久万高原町長 様	年 月 日
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印	
1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の異動等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の異動の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

資料6 避難実施要領

1 基本指針

町は、当該町の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定する。

(1) 避難実施要領について

町長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「町の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

(2) 避難実施要領のパターン作成について

町において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。

平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、町が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

◆ 弾道ミサイル攻撃の場合

1 弾道ミサイル攻撃の警報発令時における対処の基本事項

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

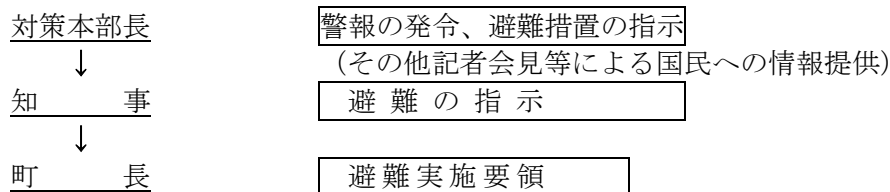
実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の施設に避難する。

2 取るべき行動の周知

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

(1) 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



(2) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

◆ ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

1 ゲリラ・特殊部隊による攻撃への対処

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施する。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出される。

2 避難時の留意事項

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させる。

3 避難実施要領の弾力的な運用

避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している町職員（消防吏員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定する。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうよう周知する。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

2 避難実施要領のパターン

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（一例）

久万高原町長

〇〇月〇〇日〇〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難誘導の方法

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長からその都度警報の発令が行われる。

本町の区域が着弾予測地域に含まれる場合は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）に連動した防災行政無線のサイレンが自動起動され、警報を伝達し、併せて避難を呼び掛ける。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）によって伝達された情報を、防災行政無線等により周知を図る。

また、町ホームページへの掲載、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (1) 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個人の人々のとるべき対応を周知徹底する。その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気よりできるだけ遮断される状態になるように周知する。
- (2) 車両内に在る者に対しては実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- (3) 外出先においては、可能な限り、大規模施設や堅ろうな建物等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。
- (4) 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。
- (5) 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ町、消防機関、県警察等に連絡するよう周知すること。
- (6) 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

3 その他の留意点

- (1) 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、避難行動要支援者名簿等を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- (2) 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の課室から、大規模集

客施設や店舗等に対して協力をお願いすること。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

- (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合
(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領（一例）

久万高原町長

〇〇月〇〇日〇〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、〇〇山中において武装した航空機が不時着し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性のあることを踏まえ、警報を発令し、久万高原町〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、町車両及び民間大型バスにより、町立〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(2) 町の体制、職員派遣

① 町対策本部の設置

国からの指定を受けて、町長を本部長とする町対策本部を設置する。

② 町職員の現地派遣

町職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の町立〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

③ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

④ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している町職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(3) 輸送手段

① 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

ア A地区

約200名、A公民館、〇〇バス2台

イ B地区

約 200 名、B 公民館、〇〇バス×大型バス 4 台

ウ C地区

約 100 名、C 公民館、〇〇バス×大型バス 2 台

エ その他

② 輸送開始時期・場所

〇〇日 15:30、A・B・C 公民館

③ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

(4) 避難実施要領の住民への伝達

① 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、町広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

② 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

③ 担当職員は、避難行動要支援者名簿の登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

④ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

⑤ 担当職員は、報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

⑥ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者名簿を活用して、特に迅速な伝達を心がける。

⑦ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(5) 一時避難場所への移動

① 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

② 消防機関は、地区・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

③ 自力避難困難者の避難

町は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「避難行動要支援者支援班」を設置し避難行動要支援者名簿等を活用して、次の対応を行う。

ア 〇〇病院の入院患者●名は、〇〇病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

イ 老人福祉施設〇〇入居者●名の避難は、町社会福祉協議会が対応する。

ウ その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(6) 避難誘導の終了

① 町職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

② 避難誘導は、●●：●●までに終了するよう活動を行う。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

町の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

① 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

- ② 町の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ③ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ④ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(8) 住民に周知する留意事項

- ① 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- ② 消防団、自主防災組織、地区などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ③ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- ④ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- ⑤ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町長、消防吏員、警察等官等に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

3 各課室の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- (1) バスの運行は、県交通対策課及び県警察と調整して行う。
- (2) バス運転手、現地派遣の県職員及び町職員との連絡要領は、別に示す。
- (3) 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- (4) 対策本部設置場所：町役場本庁舎
- (5) 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、町立〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市（〇〇町）の支援を受ける。

(3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(昼間の市街地等における突発的な攻撃の場合)

避難実施要領 (一例)

久万高原町長

〇〇月〇〇日〇〇時現在

1 事態の状況

〇〇日〇〇時〇〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある (〇〇日〇〇時現在)。

2 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

3 避難の方法 (状況の変化とともに、逐次修正)

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

4 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇診療所に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMAT (災害派遣医療チーム) が編成される場合は、その連携を確保する。

5 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(4) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合
(市街地等における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領 (一例)

久万高原町長

〇〇月〇〇日〇〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤(〇〇剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇地区及びその風下となる地域(〇〇地区及び〇〇地区)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、要避難地域の住民約●●名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇地区の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(2) 町における体制、職員派遣

① 町対策本部の設置

指定を受けて、町長を本部長とする町対策本部を設置する。

② 町職員の現地派遣

町職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

③ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

① 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

② 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する地区の長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

③ 担当職員は、避難行動要支援者名簿の登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

④ 担当職員は、報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(4) 避難所の開設等

① 〇〇公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。

また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT(災害派遣医療チーム)等による医療救護活動の調整を行う。

② 町は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有す

る医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

- ③ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ① 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ② 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ③ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ① 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- ② 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ③ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(7) 安全の確保

町の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を町対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- (1) 対策本部設置場所：町役場本庁舎
- (2) 現地調整所設置場所：〇〇

(5) 孤立した地域からの避難の場合
(離島からの避難の場合を準用)

避難実施要領 (一例)

久万高原 町 長

〇〇月〇〇日〇〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地区に対する武力攻撃災害の可能性を考慮し、警報を発令し、〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

(対処基本方針の内容、警報の内容、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行ったところである(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、〇〇地区の住民約〇〇〇名について、〇〇日●●:●●を目途に、〇〇小学校グラウンドよりヘリコプターの運送による避難を開始する。避難は、〇〇日～〇〇日の〇日かけて行う。避難住民の運送は、〇〇小学校グラウンドから、自衛隊のヘリコプター●機をピストン運送して行うこととする。緊急時には、これ以外にも海上保安部等の航空機が避難住民の運送に当たるよう要請している。

出発の一時間前に発着場に到着できるよう、町車両及び〇〇バスにより、要避難地域を循環して、住民を移動させる。

町は、住民を徒歩により、一時避難施設に集合させるものとし、自家用車の使用は、特別な事情がある場合以外は、認めない。

避難先は、当面の間は、〇〇町の〇〇公民館及び〇〇体育館とする。

(2) 事前準備の呼びかけ

全住民に対して、防災行政無線や連絡網(回覧)により、避難のための準備を行うことを呼びかける。

その際、広報車や必要に応じてヘリコプター等を活用して、周知する。

職員は、担当地域を配分して、区・組単位での避難者リストを、区・組長や消防団長の協力を得て作成する。その際、各地区の避難希望日時の要望を聴取する。

避難用バスの時間等については、防災行政無線や連絡網(回覧)により知らせるとともに、隣近所同士で声を掛け合うように呼びかける。

避難行動要支援者については、一般の住民よりも避難に時間を要することから、危急の場合に対応できるよう、早期の避難を促す。また、避難行動要支援者支援班を設けて、避難の支援を行う。

(3) 避難所等までの避難

避難所等までは、徒歩により移動する。自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

町は、避難者リストを作成し、各地区の住民は、出来るだけまとまって集団で行動するよう努める。

避難の最終日においては、避難者リスト等に基づき、残留者を個別訪問して、避難の有無を確認する。

(4) 発着場における対応

発着場においては、避難連絡所を設置して、職員が、作成された避難者リストにより避難住民

の確認を行う。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行うとともに、順次、住民を落ち着いて移動させ、必要に応じ食料や飲料水を配給する。

(5) 避難先における対応

避難先の発着場において、連絡所を設置し、県の支援により、〇〇公民館、〇〇体育館までの運送手段の調整を行う。